置の認可に関する事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の最低基準の維持の実施状況を監督し、児童福祉施設に入所している児童等の入所及び入所後の保護に要する費用の支弁に関する市町村の事務の処理状況を実地に調査させ、並びに市町村長及び児童相談所長の行つた処分に対する訴願を裁決すること。

(五十一) 健康保険法の定めるところにより、事業に使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、保険医、保険薬剤師の指定及び指導等に関する事務を行い、その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務、保険給付に関する事務並びに健康保険組合の監督等の事務を行うこと。

(五十二) 社会保険診療報酬支拂基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の定めるところにより、審査委員会の委員を推薦し、審査委員会が診療担当者の出頭及び説明を求めること又は基金が支拂を一時差し止めることを承認し、並びに主務大臣の委任を受けて基金の徙たる事務所又は出張所の役員の監督に関する事務を行うこと。

(五十三) 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の定めるところにより、国民健康保険に関する市町村の條例、国民健康保険組合又は国民健康保険組合連合会等の設立等及び診療報酬の額の認可に関する事務を行い、並びに国民健康保険の保険者に対してその事業及び財産に関して報告させ、その状況を検査し、並びに條例又は規約等の変更を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

(五十四) 厚生年金保険法の定めるところにより、事業に使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行うこと。

(五十五) 船員保険法の定めるところにより、船舶所有者に使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、療養費の支給及びその額を決定し、保険医及び保険薬剤師の指定及び指導等に関する事務を行い、その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務、保険給付に関する事務を行うこと。

(五十六) 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の定めるところにより、労働協約の地域的の一般的拘束力を決定し、地方労働委員会の委員を任命し、又は罷免し、及び事務局長その他の職員を会長の同意を得て任命する等の事務を行うこと。

(五十七) 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の定めるところにより、公益事業に関する労働争議又は公益に著しい障害を及ぼす労働争議につき労働委員会に調停を請求する等の事務を行うこと。

(五十八) 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の定めるところにより、公共職業安定所の業務の連絡統一を図り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督し、公共職業補導所を設置し、及び経営し、並びに監督者訓練に関する技術援助に関する事務を行うこと。

(五十九) 失業保険法の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、失業者に失業保険金を支給し、並びに被保険者及びその事業主から保険料を徴集する等失業保険に関する事務を行うこと。

(六十) 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村農業会、漁業会及び産業組合に関する財務諸表を受理し、整理債務の移換を認可し、並びに旧勘定資産の移換を承認する等の事務を行うこと。

(六十一) 農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第百四十号)の定めるところにより、農林漁業組合の再建整備計画に対する助言又はその実施のためのあつ旋若しくは指導を行い、再建整備の実施計画及び実績の報告を受理し、並びに農林漁業組合の業務及び会計を監査する等の事務を行うこと。

(六十二) 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の定めるところにより、積雪寒冷単作地区を指定し、及び農業振興計画の作成に関する事務を行うこと。

(六十三) 中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)の定めるところにより、閉鎖を命ぜられた中央卸売市場の開設者及び卸売の業務を営む者に対する損失補償の金額を決定し、中央卸売市場における卸売業務の許可に関する事務を行い、並びに中央卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査を行うこと。

(六十四) 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の定めるところにより、普通肥料生産業者の登録に関する事務を行い、肥料の生産業、輸入業又は販売業の開始の届出等を受理し、及び肥料検査吏員をして肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者等の事業場等について検査させ、又は肥料若しくはその原料を収去させる等の事務を行うこと。

(六十五) 植物防疫法の定めるところにより、主務大臣の指示に基き指定有害動植物の当該都道府県に関する防除計画を作定し、有害動植物のまん延の虞がある場合においてその旨を主務大臣に報告し、並びに主務大臣の委任を受けて地方公共団体、農業者の組織する団体等に対する補助金の交付及び報告の徴取に関する事務を行うこと。

(六十六) 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の定めるところにより、農薬販売業者の届出を受理すること。

(六十七) 農業災害補償法の定めるところにより、農業共済組合の設立、定款の変更、合併及び解散等を認可し、農業共済組合の設立を命じ、危険階級別及び危険程度を表示する指数を決定し、並びに共済団体の業務又は会計の検査その他の監督に関する事務を行うこと。

(六十八) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の定めるところにより、農業協同組合の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、及びその業務又は会計を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

(六十九) 農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会の設置の特例を承認し、その議決を取り消す等の処分を行い、市町村農業委員会の会長となり、市町村農業委員会の解散を命じ、並びに都道府県農業委員会から請求があつたときは助言、資料の提示その他必要な協力をすること。

(七十) 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)、自作農創設特別措置法及び自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)並びにこれらに基く政令の定めるところにより、農地等の権利の設定等に関して許可、認可又は決定等を行い、各種の令書を交付し、及び市町村農業委員会の処分等に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

(七十一) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、土地改良区等の設立、定款の変更等の認可に関する事務を行い、土地改良区等についてその事業又は会計の状況を検査し、裁判所に対してこれらの解散を請求する等必要な監督を行い、並びに土地改良事業に関する予備審査を行い、土地改良事業計画、換地計画、農業協同組合又は数人が共同して行う土地改良事業、交換分合計画等を認可し、並びに土地改良財産の管理及び処理に関する事務を行うこと。

(七十二) 開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の定めるところにより、開拓者資金の貸付又は一時償還の請求若しくは支拂の猶予について政府に対して進達すること。

(七十三) 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の定めるところにより、家畜商の免許及び登録に関する事務を行うこと。

(七十四) 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の定めるところにより、種畜についての臨時検査を行い、家畜人工授精所等について地方種畜検査委員をしてその構造、設備等を検査させ、又は種畜の精液を収去させる等家畜の改良上必要な措置を講じ、並びに家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可に関する事務を行うこと。

(七十五) 牧野法の定めるところにより、市町村の管理する牧野の牧野管理規程の認可に関する事務を行い、保護牧野の改良及び保全の指示をし、並び

に牧野の害虫の駆除の指示をする等牧野の改良及び保全のため必要な措置を講ずること。

(七十六) 蚕糸業法の定めるところにより、蚕病の駆除若しくは予防又は桑苗若しくは野蚕の病虫害の駆除若しくは予防に関し必要な取締を行い、蚕糸業を営もうとする者に対する許可に関する事務を行い、及び蚕糸業者若しくは蚕糸業会等に対してその業務等について報告させ、又はこれらの者を検査すること。

(七十七) 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の定めるところにより、疾病家畜移動の許可書及び健康証明書等を発行し、家畜の所有者に家畜の検査、注射等を命ずる等家畜の伝染病の発生予防上必要な措置を講じ、並びに家畜伝染病のまん延の防止のため必要があるときは家畜の殺処分等を命じ、特に緊急を要するときは通行しや断をする等家畜伝染病のまん延防止上必要な措置を講ずること。

(七十八) 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の定めるところにより、診療施設開設の届出を受理する等の事務を行うこと。

(七十九) 装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）の定めるところにより、装蹄師の氏名、住所等の届出の経由進達をすること。

(八十) 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の定めるところにより、指定市町村の競馬の開催、終了及び会計等について報告させ、又は書類及び帳簿の検査を行い、並びにその結果を主務大臣に報告すること。

(八十一) 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主要食糧の配給に関する実施計画を定めてその実施に関し必要な事項を主要食糧の販売業者及び市町村長に指示し、主要食糧の販売業者、とう精業者及び米飯提供業者の登録を行い、主要食糧の購入券を発給し、主要食糧の配給、譲渡、消費等に関し必要な命令をし、米麦等の市町村別の政府買入数量を決定し、その他主要食糧の管理に関する事務を行うこと。

(八十二) 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の定めるところにより、農業倉庫業者及び農業倉庫業者の業務規程の認可に関する事務を行い、並びに農業倉庫業者についてその業務の執行若しくは財産の状況を検査し、又は事業の停止を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

(八十三) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、森林区を定め、森林区施業計画及び森林区実施計画を決定し、これらに基く伐採等の許可に関する事務を行い、保安林、保安施設地区の指定又は解除に関する事務及び保安林又は保安施設地区内における伐採等の許可、木材搬出等のための土地の使用権の設定の認可等に関する事務を行い、並びに森林組合又は森林組合連合会について、その設立、定款変更、合併等を認可し、及びこれらについて業務又は会計を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

(八十四) 造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）の定めるところにより、造林地を指定し、造林計画を作定し、造林者を指定し、及び造林地についての権利を調整する等の事務を行うこと。

(八十五) 林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）の定めるところにより、母樹及び母樹林を指定し、その伐採を許可し、並びにその保護又は管理のための措置を講ずる等の事務を行うこと。

(八十六) 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）及びこれに基く政令の定めるところにより、森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため、森林病害虫等の附着している樹木等の伐倒、焼却等の処分を命じ、及び森林害虫防除員をして森林又は貯木場等に立ち入らせ、若しくは検査させ、又は樹皮を収去させる等森林の保全上必要な措置を講ずること。

(八十七) 狩猟法（大正七年法律第三十二号）の定めるところにより、狩猟免許又は狩猟登録に関する事務を行い、鳥獣の捕獲又は採卵禁止区域等を設定し、これらの区域内における鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可に関する事務を行い、及び職員をして鳥獣保護区、禁猟区等に立ち入り、狩猟者等の所持する鳥獣等を検査させる等鳥獣の保護繁

殖上必要な措置を講ずること。

(八十八) 漁業法及びこれに基く政令の定めるところにより、漁業権の設定、分割又は変更の免許及び抵当権の設定、漁業権の移転の認可等に関する事務を行い、並びに水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等漁業取締その他漁業調整のため必要な規則を制定し、漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の選任委員等を任命し、並びに漁業の免許のため必要があるときは職員をして漁場を検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

(八十九) 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の定めるところにより、水産業協同組合又は水産業協同組合共済会の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、及びこれらについて業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

(九十) 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、漁船保険組合の業務若しくは財産の状況について報告を求め、又はこれらについて検査し、及び漁船保険組合に対して役員の解職、事業の停止等を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

(九十一) 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の定めるところにより、動力漁船の建造、改造及び転用の許可、動力漁船工事の完成の認定及び漁船の登録に関する事務を行い、並びに職員をして漁船の所有者若しくは管理者の事務所等に立ち入らせ、又は漁船等を検査させる等漁船の建造調整又は漁船の登録上必要な措置を講ずること。

(九十二) 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて第一種漁港及び第二種漁港についての漁港管理者を指定する等の事務を行うこと。

(九十三) 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の定めるところにより、保護水面の指定を主務大臣に申請し、指定があつた保護水面を管理し、及びその区域内における工事の許可に関する事務を行うこと。

(九十四) 計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の定めるところにより、計量器の修理事業の許可及び計量器の販売等の登録に関する事務を行い、計量器の検定及び容量検査を実施し、並びに計量証明に使用する計量器の登録に関する事務を行い、並びに計量器の定期検査を実施し、職員をして計量器の製造業者等についてその工場等に立ち入らせ、又は商品を収去させる等計量器の取締上必要な措置を講ずること。

(九十五) 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の定めるところにより、火薬類の販売、消費等及び火薬庫の設置等の許可に関する事務を行い、並びに職員をして製造業者の製造場等に立ち入らせ、又は火薬類を収去させる等災害の防止又は公共の安全維持上必要な措置を講ずること。

(九十六) 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の定めるところにより、高圧ガスの製造業、販売業等及び貯蔵所の設置等の許可に関する事務を行い、危害予防規程を認可し、並びに高圧ガスの爆発の虞がある施設等について保安検査を実施し、並びに職員をして製造業者の工場等に立ち入らせ、又は商品を収去させる等公共の安全の維持又は災害の発生の防止上必要な措置を講ずること。

(九十七) 金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の定めるところにより、歯科用金地金販売業の認可に関する事務を行い、及び職員をして歯科用金地金販売業者等の事務所等に立ち入らせ、又は検査させる等の事務を行うこと。

(九十八) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の定めるところにより、中小企業等協同組合の定款を認証し、及びその設立又は解散の届出を受理し、並びに組合員の不服申立に基き又は職権により中小企業等協同組合についてその業務又は会計の状況を検査し、及び必要な指示をする等監督上必要な措置を講ずること。

(九十九) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の定めるところにより、道都府県の区域内における信用協同組合の事業、定款の変更、業務の種類若しくは方法の変更、事業の廃止又は解散の決議の認可に関する事

務を行い、及び業務に関する報告を徴し、監査書その他の書類帳簿の提出を命じ、又は職員をしてその業務又は財産の状況を検査させる等信用協同組合の監督上必要な措置を講ずること。

（百）連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、職員をして国に無償で譲渡された連合国財産の引渡を受けさせ、及び主務大臣が譲り受け、又は買い入れた連合国財産の管理又は保全を行い、連合国財産の占有者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命じ、主務大臣の譲り受けた連合国財産を返還請求者に引き渡し、並びに連合国財産の保全義務者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をしてその事務所若しくは倉庫等に立ち入らせて、その業務若しくは財産の状況を検査させること。

（百一）ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、ドイツ財産を管理し、又は処分し、ドイツ財産を保有する者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命じ、及びドイツ財産の保有者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をして保有者等の事務所若しくは倉庫に立ち入らせて、その業務若しくは財産の状況等を検査させること。

（百二）道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて自動車運送事業の事業計画の変更の認可等の事務を行い、及び一般自動車道に関する測量等のための自動車道事業者の他人の土地への立入又は一時使用に対する許可に関する事務等を行うこと。

（百三）道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車の登録及び検査に関する事務を行い、自動車の保安上の技術基準についての制限を附加し、並びに自動車の使用者に対して保安基準に適合するように整備を命ずる等の事務を行うこと。

（百四）通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）の定めるところにより、通訳案内業の免許に関する事務を行うこと。

（百五）国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、事業の季節的休止及び改築等のための休止の届出を受理すること。

（百六）港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の定めるところにより、港務局の設立を認可し、及び港湾区域の定のない港湾の水域における占用等を許可する等の事務を行うこと。

（百七）軌道法（大正十年法律第七十六号）の定めるところにより、軌道経営者の運輸の開始を認可し、及び軌道経営者に帳簿書類等の提出を求め、又は監査員をして軌道事業の状況若しくは会計等を監査させる等監督上必要な措置を講ずること。

（百八）土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の定めるところにより、土地を収用し、又は使用することができる事業の準備のため他人の土地への立入等を許可し、土地を収用し、又は使用することができる事業の認定を行い、並びに起業地の土地細目の公告及び関係人に対する通知等に関する事務を行い、並びに緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用を許可すること。

（百九）建設業法（昭和二十四年法律第百号）の定めるところにより、建設業の登録に関する事務を行い、及び建設業者についてその財産若しくは工事施行の状況等の報告を求め、又は職員をして営業所等に立ち入らせ、若しくは検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

（百十）測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の定めるところにより、基本測量の実施及び終了を公示し、永久標識及び一時標識の設置等を市町村長に通知する等の事務を行うこと。

（百十一）河川法（明治二十九年法律第七十一号）の定めるところにより、河川法の適用又は準用を受けるべき河川等を認定し、河川の区域を認定し、及び河川の占用の許可に関する事務を行い、並びに河川に関する工事を実施する等河川の管理を行うこと。

（百十二）公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の定めるところにより、公有水面の埋立の免許に

関する事務を行い、及び埋立に関する測量又は工事のため他人の土地への立入又は他人の土地の一時使用を許可する等の事務を行うこと。

（百十三）砂防法（明治三十年法律第二十九号）の定めるところにより、砂防指定地の監視、砂防設備の管理、工事の施行及びその維持に関する事務を行い、並びに砂防指定地において一定の行為を禁止し、又は制限する等治水上必要な措置を講ずること。

（百十四）運河法（大正二年法律第十六号）の定めるところにより、運河の工事設計を認可し、運送の開始を許可し、及び運河使用規程を認可する等の事務を行うこと。

（百十五）道路法（大正八年法律第五十八号）の定めるところにより、府県道の路線を認定し、国道、府県道の新設、改築又は修繕等を行い、これらの道路の占用を許可する等国道及び府県道の管理を行い、並びに市町村長の行う路線の認定等の認可その他市町村に対して監督上必要な措置を講ずること。

（百十六）都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定めるところにより、主務大臣の指定により自ら都市計画事業を執行し、及び市町村長の行う土地区画整理の設計を認可する等の事務を行うこと。

（百十七）特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の定めるところにより、補償審査会の監督に関する事務を行い、その他特別都市計画における土地区画整理の設計書及び施行規程を認可する等の事務を行うこと。

（百十八）貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）の定めるところにより、貸家組合及び同連合会並びに貸室組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。

（百十九）公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の定めるところにより、公営住宅建設三箇年計画を作成し、これを主務大臣に提出し、関係市町村長に通知し、及び市町村の建設に係る公営住宅の管理等について必要な指示を行い、又は職員をして公営住宅に係る書類を検査させる等の事務を行うこと。

（百二十）住宅組合法（大正十年法律第六十六号）の定めるところにより、住宅組合の設立を許可し、及び住宅組合の監督に関する事務を行うこと。

（百二十一）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の定めるところにより、違反建築物等に対してその除去、移転、改築等を命じ、特定区域内における建築物の許可、特殊建築物の敷地の位置の許可等に関する事務を行い、及び建築協定を認可する等建築物の安全上、防火上及び衛生上必要な措置を講ずること。

（百二十二）建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の定めるところにより、二級建築士の試験を行い、並びにその免許及び登録等に関する事務を行うこと。

（百二十三）国土調査法の定めるところにより、国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供すること。

（百二十四）私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の定めるところにより、私立学校等の設置、廃止等を認可し、私立大学以外の私立学校の教科用図書の検定を行い（但し、当分の間、主務大臣が行う。）、及び学校法人の設立の認可に関する事務を行う等学校法人の助成及び監督上必要な措置を講ずること。

（百二十五）教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の定めるところにより、私立学校の教育職員の検定を行い、免許状の授与、失効及び取上等免許状に関して必要な事務を行うこと。

（百二十六）産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の定めるところにより、産業教育に必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費について国の補助を受けるべき私立の高等学校並びに産業教育又は研究を行うため必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うため必要なその他の経費について国の補助を受けるべき私立の中学校又は私立の高等学校を主務大臣に推薦すること。

（百二十七）新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭和二十七年法律第三十二号）の定めるところにより、私立の小学校等の児童

に対して国の行う教科書の給與に関する事務を行うこと。

百二十八　警察法の定めるところにより、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があると認めるときは市町村警察の管轄区域内における当該事案を国家地方警察に処理させることを要求し、当該事案の処理が終了した後すみやかにその旨を議会に報告する等の事務を行うこと。

二　都道府県教育委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

(一)　教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）の定めるところにより、都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行い（但し、当分の間、主務大臣が行う。）、都道府県内の学校の学校給食に関する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に関する事務並びに教育に関する法人（私立学校を設置する法人及び宗教法人を除く。）に関する事務を行い、高等学校の通学区域を設定し、又は変更し、並びに市町村教育委員会の委員がすべて欠け、更にその教育長も欠けた場合に、当該委員会の教育長代理を任命し、並びに教育委員会が設置されていない市町村の教育に関する事務を所管すること。

(二)　学校教育法の定めるところにより、当分の間、設置義務を負う者の設置する学校以外の公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園の設置、廃止、設置者の変更その他監督庁の定める事項を認可し、設備、授業等が法令の規定に違反する場合に変更を命じ、並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。

(三)　教育公務員特例法の定めるところにより、公立学校の教育公務員並びに都道府県教育委員会の教育長及び専門的教育職員の採用候補者名簿を作成し、並びに地方委員会を置かない市町村における大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに都道府県教育委員会の教育長及び専門的教育職員の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、及び実施すること。

(四)　教育職員免許法の定めるところにより、国立又は公立の学校の教育職員並びに教育長及び指導主事の教育職員検定を行い、並びに免許状の授與、失効及び取上等免許状に関して必要な事務を行うこと。

(五)　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の定めるところにより、毎年、主務大臣の指示する時期に教科書展示会を開き、主務大臣から送付された教科書目録を区域内の小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に配付し、並びに都道府県内の教科書の需要数を主務大臣に報告すること。

(六)　産業教育振興法の定めるところにより、産業教育に必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費について国の補助を受けるべき公立の高等学校並びに産業教育又は研究を行うため必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うため必要なその他の経費について国の補助を受けるべき公立の中学校又は公立の高等学校を主務大臣に推薦すること。

(七)　社会教育法の定めるところにより、法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更の届出を受理し、並びに市町村の公民館の運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行うこと。

(八)　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の定めるところにより、主務大臣の求めに応じて当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に関して報告を提出し、並びに市町村の図書館の設置及び運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行い、並びに法人の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に関する届出を受理する等の事務を行うこと。

(九)　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の定めるところにより、地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人若しくは宗教法人の設置する博物館の登録に関する事務を行い、主務大臣の求めに応じて当該教育委員会において登録した博物館に関し必要な事項について報告し、及び市町村の博物館の維持運営に

要する経費についての国の補助に関する事務を行うこと。

(十)　予約出版法（明治四十三年法律第五十五号）の定めるところにより、発行者又はその法定代理人等から主務大臣に提出すべき届出及び許可の申請書を受理し、並びに届出の際の保証金に関する事務を行うこと。

(十一)　文化財保護法の定めるところにより、緊急の場合において史跡名勝天然記念物の仮指定等の処分を行い、文化財に関し文化財保護委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件を受理し、意見を具してこれを文化財保護委員会に送付し、文化財保護委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知に関する事務を行い、並びに文化財保護委員会の委任を受けて出品された重要文化財の管理に関する事務等を行うこと。

(十二)　銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の定めるところにより、美術品等として価値のある火なわ式火器又は刀剣類の登録に関する事務を行うこと。

(十三)　新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律の定めるところにより、都道府県立の小学校等の児童に対して国の行う教科用図書の給與に関する事務を行うこと。

(十四)　統計法及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて指定統計の事務の一部を行うこと。

三　都道府県選挙管理委員会が管理しなければならない事務

(一)　公職選挙法の定めるところにより、衆議院議員及び参議院（地方選出）議員の選挙に関する事務を管理し、選挙に関し特に必要と認める事項の周知及び棄権防止について適切な措置を講じ、並びに参議院（全国選出）議員の選挙の選挙分会長を選任し、並びに市町村の選挙管理委員会の決定に対する訴願の裁決をすること。

(二)　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の定めるところにより、政党、協会その他の団体の代表者又は主幹者及び会計責任者の氏名等の届出、政治資金に関する報告書の受理並びにこれらの公開に関する事務を行い、並びに政党、協会その他の団体又は関係人に対して必要な報告又は資料の提出を求めること。

(三)　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の定めるところにより、最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査に関し、国民審査管理委員会の指揮監督を受け、審査分会長の選任、審査公報の発行その他審査に関する事務を行い、及び審査に関する事務について市町村の選挙管理委員会を指揮監督すること。

(四)　土地改良法の定めるところにより、土地改良区の総代会の総代の選挙に関する事務を管理し、並びに総代の解職の請求及び投票に関する事務を行うこと。

四　都道府県公安委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

風俗営業取締法の定めるところにより、風俗営業を営もうとする者の許可に関する事務を行うこと。なお、

(一)　警察法の定めるところにより、都道府県国家地方警察の運営管理を行うこと。

(二)　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところにより、警察官が司法警察職員としての職務を行う場合の定をし、及び検察官に捜査に関し協力すること。

(三)　警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の定めるところにより、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある危険な事態がある場合において警察官がとつた処置について報告があつたとき、他の公の機関に対してその後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な処置をとること。

(四)　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の定めるところにより、質屋営業の許可に関する事務を行い、及び他の公安委員会の許可を受けた質屋若しくはその代理人、使用人その他の従業者の違反事実又は自らした質屋の許可の取消若しくは営業停止処分を関係公安委員会に通知すること。

(五)　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の定めるところにより、古物商又は市場主になろうとする者の許可に関する事務を行い、並びに古物商が

行商をしようとし、若しくは露店を出そうとし、又はその従業者に行商をさせ、若しくは露店を出させようとする場合及び古物商が市場以外においてせり売をしようとする場合の許可に関する事務を行うこと。

(六) 道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行い、並びに自動車運転試験及び自動車運転免許等に関する事務を行うこと。

(七) 銃砲刀剣類等所持取締令の定めるところにより、狩猟等の用途に供する銃砲又は刀剣類の所持等の許可に関する事務を行うこと。

五 地方労働委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 労働組合法の定めるところにより、労働協約の地域的の一般的拘束力の決議に関する事務を行い、申立に基き不当労働行為について調査し、審問し、及び所要の措置を命じ、並びに労働組合が労働組合法に適合する旨の証明に関する事務等を行うこと。

(二) 労働組合法及び労働関係調整法の定めるところにより、あつ旋員候補者を委嘱し、労働争議に関するあつ旋、調停及び仲裁等を行い、並びに同法違反行為の処罰の請求等を行うこと。

六 都道府県農業委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 農業委員会法の定めるところにより、都道府県知事が、市町村農業委員会の設置の特例を承認し、市町村農業委員会の解散を命じ、及びその議決を取り消す等の処分を行う場合等においてその意見を述べ、又は議決すること。

(二) 農地調整法の定めるところにより、小作料の減免條件等を決定し、都道府県知事の行う農地価格の特例の決定、許可及び認可並びに小作料の額及び減免條件等の特例の決定、許可及び認可に対して意見を述べ、並びに市町村農業委員会の処分に対する都道府県知事の訴願の裁決等に対して意見を述べること。

(三) 自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地買収計画等を承認し、未墾地買収計画を作定し、買収除外地を指定し、及び農地買収計画等に関する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

(四) 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令及びこれに基く政令の定めるところにより、強制譲渡計画を作定し、及び市町村農業委員会に対して指示する等の事務を行うこと。

(五) 土地改良法の定めるところにより、市町村農業委員会の行う土地の交換分合に関して指示し、交換分合計画について認可し、交換分合計画の異議申立について都道府県知事が決定するとき意見を述べる等の事務を行うこと。

別表第四

一 市長が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 伝染病予防法の定めるところにより、健康診断、死体検案、汚染物件の処分若しくは廃棄又は井戸、上水若しくは下水等の新設、改廃若しくは使用の停止等を命ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(二) 結核予防法の定めるところにより、定期外の健康診断及び予防接種を実施し、記録の作成等の事務を処理し、定期の健康診断及び予防接種について報告を受理し、並びに汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(三) 癩予防法の定めるところにより、患者が転帰したとき、又は患者の死体を検案したとき、医師からその旨の届出を受理し、及び予防上必要な場合には患者の従業を禁止し、又は病毒汚染物件の処分を命じ、若しくは自ら処分を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(四) 「トラホーム」予防法の定めるところにより、治療を受けることの困難な患者に対して治療を行い、及び検診、従業禁止を命ずる等予防上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(五) 性病予防法の定めるところにより、性病にかかつている患者を診断した旨その他の医師の届出を受理し、並びに必要な場合には性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由がある者に対して医師の健康診断及び治療を受け、又は入院すべきことを命ずる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(六) 寄生虫病予防法の定めるところにより、健康診断等を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(七) 旅館業法の定めるところにより、職員をして営業の施設に立入検査させること。(保健所を設置する市の庁長に限る。)

(八) 興行場法の定めるところにより、職員をして興行場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(九) 公衆浴場法の定めるところにより、職員をして公衆浴場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十) 理容師美容師法の定めるところにより、職員をして理容所又は美容所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十一) クリーニング業法の定めるところにより、クリーニング所の位置等の届出を受理し、クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、及び営業の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をしてクリーニング所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十二) 墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、職員をして火葬場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十三) 食品衛生法の定めるところにより、保護の決定及び実施等に関する事務を行い、並びに保護に関する処分に対する不服の申立を処理する等の事務を行うこと。

(十四) 飲食店営業等の許可に関する事務を行い、及び必要な場合には営業者等から報告を求め、職員をして営業場所等に臨検検査させ、営業に使用する食品等を検査させ、又は違反した営業者に対して違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十五) へい獣処理場等に関する法律の定めるところにより、職員をしてへい獣処理場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十六) 狂犬病予防法の定めるところにより、狂犬病予防員をして犬の登録に関する事務を行い、狂犬病予防員をして犬の抑留処分等を行わせ、並びに狂犬病が発生したと認めるとき、その旨を公示し、犬のけい留を命じ、犬の検診及び臨時の予防注射を実施し、並びに犬の移動を制限する等狂犬病予防上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十七) 医療法の定めるところにより、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対して必要な報告を求め、又は職員をして病院、診療所若しくは助産所の清潔保持の方法等を検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十八) 社会福祉事業法の定めるところにより、社会福祉に関する事務に従事する職員の訓練を実施する等の事務を行うこと。(第百五十五條第二項の市の市長に限る。)

(十九) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定及び実施等に関する事務を行い、並びに保護に関する処分に対する不服の申立を処理する等の事務を行うこと。

(二十) 児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、児童を保育所に入所させ、及び児童福祉施設等に入所し、又は委託された児童等に要する費用等の徴収につき当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。

(二十一) 道路法の定めるところにより、国道及び府県道の管理を行うこと。(第百五十五條第二項の市の市長に限る。)

(二十二) 住宅組合法の定めるところにより、住宅組合の監督に関する事務を行うこと。

二 市町村長が管理し、及び執行しなければならない事務(市長については、前号に掲げるものを除く。)

(一) 統計法及びこれに基く政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務を行うこと。

(二) 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより、戸籍の正本を市役所又は町村役場に備え、及び届出を受理し、その他戸籍に

関する事務を管掌すること。

(三) 土地台帳法及び家屋台帳法の定めるところにより、土地台帳又は家屋台帳に登録すべき事項の申告書を受理し、及びこれを登記所に送付すること。

(四) 寄留法(大正三年法律第二十七号)の定めるところにより、届出により又は職権をもつて、寄留簿に寄留に関する事項を記載する等寄留に関する事務を管掌すること。

(五) 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の定めるところにより、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の嘱託によつて被保護者又はその扶養義務者からの費用の徴収に関する事務を行うこと。

(六) 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)の定めるところにより、人権擁護委員を推薦すること。

(七) 外国人登録法の定めるところにより、外国人の登録の申請を受理し、登録原票を作成し、登録証明書を交付し、登録原票及び登録証明書の記載事項を書き換え、登録証明書の返納を受理し、その他外国人の登録に関する事務を行うこと。

(八) 精神衛生法の定めるところにより、精神障害者に保護義務者がないとき、又は保護義務者が義務を行うことができないとき等において、保護義務者となること。

(九) 伝染病予防法の定めるところにより、患者の隔離収容並びに消毒方法及び清潔方法の代執行等を行うこと。

(十) 伝染病届出規則(昭和二十二年厚生省令第五号)の定めるところにより、伝染病に関する届出を受理すること。

(十一) 結核予防法の定めるところにより、定期の健康診断、ツベルクリン反応検査及び定期の予防接種を実施し、並びにその報告、記録の作成等に関する事務を行うこと。

(十二) 癩予防法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて患者及びその同伴者又は同居者に対して救護を行い、並びに救護中死亡した患者の死体及び遺留物件を処理すること。

(十三) 予防接種法の定めるところにより、定期又は臨時の予防接種を行い、及び予防接種済証を交付する等の事務を行うこと。

(十四) 検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の定めるところにより、緊急避難した船舶等の長が提出する検疫伝染病患者に関する届出を受理すること。

(十五) 墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、埋葬又は火葬等の許可に関する事務を行い、墓地、納骨堂又は火葬場の経営者の届出及び墓地又は火葬場の管理者の報告を受理し、並びに死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき、又は判明しないときこれを行うこと。

(十六) 狂犬病予防法の定めるところにより、所有者の知れていない犬を抑留した旨を公示し、及び狂犬病にかかつた犬等を診断し、又は死体を検案した旨の獣医師の届出を都道府県知事に報告すること。

(十七) 死体解剖保存法の定めるところにより、医学に関する大学の長に死体交付証明書を交付すること。

(十八) 社会福祉事業法の定めるところにより、災害復旧のための助成を受けた社会福祉法人について、その事業又は会計の状況に関して報告を徴し、予算又は役員について必要な勧告をし、及び補助金又は貸付金の返還を命ずること。

(十九) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定及び実施に関する処分に対する不服の申立を処理し、放置することのできない状況にある要保護者に対して応急の保護を行い、並びに要保護者の状況の通報等保護の実施機関又は福祉事務所の長に対する協力に関する事務を行うこと。

(二十) 民生委員法の定めるところにより、民生委員に対して保護を要する者に関する必要な資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に関して必要な指示を行い、及び委員の定数等に関して意見を述べる等の事務を行うこと。

(二十一) 行旅病人及行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅病人及びその同伴者を救護し、行旅死亡人及びその同伴者について本人の認識に必要な事項を記録し、並びに行旅死亡人について仮土葬又は火葬を行い、その遺留物件を保管する等の事務を行うこと。

(二十二) 身体障害者福祉法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の長は、援護の実施機関又は福祉事務所長の行う事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、身体障害者の診査及び更生相談を行つて必要な措置を講じ、補装具等を交付し、又は修理し、身体障害者手帳の返還を命ずべき事由があると認めるときその旨を都道府県知事に通告し、及び売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせること。

(二十三) 災害救助法の定めるところにより、都道府県知事の委任を受けて災害救助に関する事務を行うこと。

(二十四) 児童福祉法の定めるところにより、妊娠の届出を受理し、これを都道府県知事に報告し、及び児童を保育所に入所させること。

(二十五) 未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)及び特別未帰還者給与法の定めるところにより、国又は療養等を受けるべき者からその支給する療養等又はその受ける療養等に関して証明を求められたときに無料で証明すること。

(二十六) 職業安定法の定めるところにより、求人求職の申込の取次、求人求職者の身元調査等に関する事務を行うこと。

(二十七) 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画の作成に関する事務を行うこと。(積雪寒冷単作地区に指定された市町村の市町村長に限る。)

(二十八) 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の定めるところにより、種苗業者の氏名、住所その他の事項に関する届出を受理し、これを主務大臣に報告すること。

(二十九) 農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会の一般選挙後最初の市町村農業委員会を招集し、選任委員の解任を市町村農業委員会の会長から求められたときこれを解任し、及び市町村農業委員会から請求があつたとき助言、資料の提示その他必要な協力をすること。

(三十) 農地調整法の定めるところにより、農地等の権利の設定及び移転並びに農地の賃貸借契約の解除、解約又は更新の拒否について承認を与え、農地の特例価格を都道府県知事に申請し、小作料の額又は減免條件の特例を定め、並びに耕作者等が業務を営むための土地若しくは立木の使用権設定の協議について承認を与え、又は協議不調の場合において裁定する等の事務を行うこと。(市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。)

(三十一) 自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地等の買収計画を作定し、当該計画に対する異議申立を決定し、及び買収除外地を指定する等の事務を行うこと。(市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。)

(三十二) 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の定めるところにより、農地の強制譲渡計画の作定等に関する事務を行うこと。(市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。)

(三十三) 土地改良法の定めるところにより、土地改良事業に参加する者の資格を承認し、土地改良区の定める換地計画及び交換分合計画について同意を与え、換地計画及び交換分合計画に対する都道府県知事の認可について意見を述べ、又は自ら交換分合計画を決定し、その他農地の交換分合等に関する事務を行うこと。(市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。)

(三十四) 家畜伝染病予防法の定めるところにより、家畜の疾病に因る死亡等の届出の受理に関する事務を行うこと。

(三十五) 食糧管理法及びこれに基く政令の定めるところにより、主要食糧の購入券を交付し、米麦等の生産者別の政府買入数量を決定し、これを生産者に指示し、及び指示に対する異議申立の決定その他主要食糧の管理に関する事務を行うこと。

(三十六) 森林法の定めるところにより、非常災害に際して森林の立木竹の伐採を許可し、及び森林又は森林に接近している原野等における火入を許可すること。

(三十七) 計量法の定めるところにより、計量器の定期検査に関する事務を行うこと。(政令で定める

特定市町村の市町村長に限る。）

(三十八) 道路運送法の定めるところにより、その管理する道路に接続する一般自動車道の造設に対する許可に関する事務等を行うこと。

(三十九) 道路運送車両法及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車の臨時運行の許可に関する事務を行うこと。（市長及び主務大臣の告示する町村の町村長に限る。）

(四十) 港湾法の定めるところにより、市町村が港湾管理者となる場合においては、港湾区域内について公有水面埋立法の規定による都道府県知事の職権を行うこと。

(四十一) 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の定めるところにより、公共職業安定所長の依頼を受けて求人求職の申込の取次、求人求職者の身元調査等に関する事務を行うこと。

(四十二) 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の定めるところにより、遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の保管等に関する事務を行うこと。

(四十三) 土地収用法の定めるところにより、起業者が障害物を伐除することを許可し、事業の認定書及び收用委員会の裁決の申請書又は協議確認申請書を公告し、又は縦覧させ、並びに土地の收用又は使用の際に土地若しくは物件の引渡又は物件の移転を代行し、並びに非常災害の際における土地の一時使用を許可すること。

(四十四) 側量法の定めるところにより、永久標識及び一時標識の滅失、破損等を地理調査所長に通知すること。

(四十五) 河川法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて河川に関する工事の一部を施行し、又は河川を維持すること。

(四十六) 砂防法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて砂防工事を施行し、又は砂防設備を維持すること。

(四十七) 道路法の定めるところにより、市道又は町村道の路線を認定し、市道又は町村道の新設、改築又は修繕等を行い、及びこれらの道路の占用を許可する等市道又は町村道を管理すること。

(四十八) 都市計画法及びこれに基く政令の定めるところにより、都市計画及び都市計画事業の執行に関する事務を行うこと。（市長及び指定町村の町村長に限る。）

(四十九) 特別都市計画法の定めるところにより、特別都市計画事業を執行し、並びに土地区画整理委員会を監督する等の事務を行うこと。（指定市町村の市町村長に限る。）

(五十) 建築基準法及びこれに基く政令の定めるところにより、違反建築物等に対してその除去、移転又は改築等を命じ、特定区域内における建築物の敷地の位置の許可等に関する事務を行い、及び建築協定を認可する等建築物の安全上、防火上及び衛生上必要な措置を講じ（建築主事を置く市町村の市町村長に限る。）、並びに收用委員会の裁決の申請に対する意見書を提出すること。

(五十一) 国土調査法の定めるところにより、標識又は調査設備の滅失、破損等を当該標識等を設置した者に通知し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供すること。

(五十二) 学校教育法の定めるところにより、就学義務の猶予又は免除に関する事務を行うこと。（教育委員会を設置しない市町村の市町村長に限る。）

(五十三) 新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律の定めるところにより、市町村立の小学校等の児童に対して国の行う教科用図書の給與に関する事務を行うこと。（教育委員会を設置しない市町村の市町村長に限る。）

三 市町村教育委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 学校教育法の定めるところにより、就学義務の猶予又は免除に関する事務を行うこと。

(二) 教育職員免許法の定めるところにより、教育長及び指導主事の人物、学力、実務及び身体に関する証明書を発行し、並びに教育職員の免許状を有する者が免許状授與資格欠格條項に該当すると認めるとき、都道府県の授與権者にすみやかに通知すること。

(三) 教科書の発行に関する臨時措置法の定めるところにより、教科書の需要数を都道府県教育委員会に報告すること。

(四) 文化財保護法の定めるところにより、文化財保護委員会の委任を受けて出品された重要文化財の管理の事務を行うこと。（第百五十五條第二項の市の教育委員会に限る。）

(五) 新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律の定めるところにより、市町村立の小学校等の児童に対して国の行う教科用図書の給與に関する事務を行うこと。

(六) 統計法及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて指定統計事務の一部を行うこと。

四 市町村選挙管理委員会が管理しなければならない事務

(一) 公職選挙法の定めるところにより、選挙人名簿を調製し、投票管理者、投票立会人及び開票管理者を選任し、並びに選挙に関し特に必要と認める事項の周知及び棄権防止について適切な措置を講ずること。

(二) 政治資金規正法の定めるところにより、政党、協会その他の団体の代表者又は主宰者及び会計責任者の氏名等の届出、政治資金に関する報告書の受理並びにこれらの公開に関する事務を行い、並びに政党、協会その他の団体又は関係人に対して報告又は資料の提出を求めること。

(三) 最高裁判所裁判官国民審査法の定めるところにより、都道府県選挙管理委員会の指揮監督を受けて審査に付される裁判官の氏名等の掲示その他国民審査に関する事務を行うこと。

(四) 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の定めるところにより、検察審査員候補者を選定し、検察審査員候補者名簿を調製する等の事務を行うこと。

(五) 土地改良法の定めるところにより、土地改良区の総代会の総代の選挙に関する事務を管理し、並びに総代の解職の請求及び投票に関する事務を行うこと。

(六) 漁業法の定めるところにより、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製し、並びに海区漁業調整委員会の委員の選挙、解職の請求及び投票に関する事務を行うこと。なお、北海道にあつては、道の選挙管理委員会が指定する市町村の選挙管理委員会は、海区漁業調整委員会の委員の選挙を管理すること。

五 市町村公安委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 刑事訴訟法の定めるところにより、警察吏員が司法警察職員としての職務を行う場合の定をし、及び検察官に捜査に関し協力すること。

(二) 風俗営業取締法の定めるところにより、風俗営業を営もうとする者の許可に関する事務を行うこと。

(三) 質屋営業法の定めるところにより、質屋営業の許可に関する事務を行い、及び他の公安委員会の許可を受けた質屋若しくはその代理人、使用人その他の従業者の違反事実又は自らした質屋の許可の取消若しくは営業停止処分を関係公安委員会に通知すること。

(四) 古物営業法の定めるところにより、古物商又は市場主になろうとする者の許可に関する事務を行い、並びに古物商が行商をしようとし、若しくは露店を出そうとし、又はその従業者に行商をさせ、若しくは露店を出させようとする場合及び古物商が市場以外においてせり売をしようとする場合の許可に関する事務を行うこと。

(五) 道路交通取締法の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行い、並びに自動車運転試験及び自動車運転免許等に関する事務を行うこと。

(六) 銃砲刀剣類等所持取締令の定めるところにより、狩猟等の用途に供する銃砲又は刀剣類の所持等の許可に関する業務を行うこと。

六 市町村農業委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 農地調整法の定めるところにより、農地等の権

利の設定及び移転並びに農地の賃貸借契約の解除、解約又は更新の拒否について承認を與え、農地の特例価格を都道府県知事に申請し、小作料の額又は減免條件の特例を定め、並びに耕作者等が業務を営むための土地若しくは立木の使用権設定の協議について承認を與え、又は協議不調の場合において裁定する等の事務を行うこと。

（二）自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地等の買收計画を作定し、当該計画に対する異議申立を決定し、及び買收除外地を指定する等の事務を行うこと。

（三）自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の定めるところにより、農地の強制譲渡計画の作定等に関する事務を行うこと。

（四）土地改良法の定めるところにより、土地改良事業に参加する者の資格を承認し、土地改良区の定める換地計画及び交換分合計画について同意を與え、換地計画及び交換分合計画に対する都道府県知事の認可について意見を述べ、又は自ら交換分合計画を決定し、その他農地の交換分合等に関する事務を行うこと。

別表第五

一　都道府県知事が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
福祉に関する事務所	社会福祉事業法第十三條第六項の規定による生活保護法、兒童福祉法及び身体障害者福祉社に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務	條例で定める福祉地区の区域による。	都道府県
兒童相談所	兒童福祉法第十五條の二の規定による主として兒童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに兒童の一時保護に関する事務	都道府県の定める区域による。	
病害虫防除所	植物防疫法第三十二條第四項の規定による植物の検疫、発生予察事業等防除に関する事務	條例で定める区域による。	
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第三條の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	條例で定める区域による。	

二　市長が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
福祉に関する事務所	社会福祉事業法第十三條第六項の規定による生活保護法、兒童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務	第百五十五條第二項の市にあつては條例で設ける福祉地区、その他の市にあつてはその区域による。	市

三　市町村公安委員会の意見を徴して市町村長が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
警察署	警察に関する事務	條例で定める区域による。	市及び警察を維持する町村

別表第六

一　第百七十二條第一項の吏員その他の職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

（都道府県）

特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名	資格	設置する普通地方公共団体
統計主事	統計法第十條第六項の定めるところによる。	
防疫監吏	伝染病予防法第十八條ノ二第三項の定めるところによる。	都道府県
防疫技師	伝染病予防法第十六條ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令（昭和二十五年政令第百二十号）の定めるところによる。
食品衛生監視員	食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。	
屠畜検査員	屠場法第四條ノ二第三項の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三條第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六條第三項の定めるところによる。	
監察医		死体解剖保存法に基く政令で定める地を管轄する都道府県
薬事監視員	薬事法第五十條第三項の定めるところによる。	
毒物劇物監視員		
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八條及び附則第五項の定めるところによる。	
身体障害者福祉司	身体障害者福祉法第十條の定めるところによる。	
兒童福祉司	兒童福祉法第十一條の二の定めるところによる。	
兒童相談所の所長		
兒童相談所の判定をつかさどる所員	兒童福祉法第十六條の二の定めるところによる。	
兒童相談所の相談及び調査をつかさどる所員		
教護院の教護		
教護院の教母	兒童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の定めるところによる。	都道府県
教護院の医師		
肥料検査吏員		
地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第三十三條第三項の定めるところによる。	
家畜防疫員	家畜伝染病予防法第五十三條第二項の定めるところによる。	
林業技術普及員		
林業経営指導員		
森林害虫防除員		
漁業監督吏員	漁業法第七十四條第二項の定めるところによる。	
水産資源保護指導吏員		
計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五條の定めるところによる。	
保安管理員		
建築主事	建築基準法第四條第五項の定めるところによる。	
公営住宅監理員		公営住宅を設置する都道府県

（市町村）

特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名	資格	設置する普通地方公共団体
統計主事	統計法第十條第六項の定めるところによる。	市町村
伝染病予防法第十六條ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令の定めるところによる。	人口一万三千以上の市町村
食品衛生監視員	食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。	
屠畜検査員	屠場法第四條ノ二第三項の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三條第一項の定めるところによる。	保健所を設置する市

医療監視員	医療法第二十六條第三項の定めるところによる。	
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八條及び附則第五項の定めるところによる。	市
公営住宅監理員		公営住宅を設置する市町村

二　教育委員会の任命する職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

（都道府県）

特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名	資格	
教育長	教育委員会法第四十一條第二項の定めるところによる。	設置する普通地方公共団体
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。	
社会教育主事	社会教育法第九條の四の定めるところによる。	
社会教育主事補		
統計主事	統計法第十條第六項の定めるところによる。	都道府県
校長	教育職員免許法第三條第三項の定めるところによる。	
教諭		
養護教諭		

（市町村）

特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名	資格	
教育長	教育委員会法第四十一條第二項の定めるところによる。	設置する普通地方公共団体

三　市町村の公安委員会が任命し又はその任命について承認を與える職員中法律の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名	資格	
警察長	警察法第五十條但書の定めるところによる。	設置する普通地方公共団体
警察署長	警察法第四十九條第一項の定めるところによる。	市及び警察を維持する町村
警察吏員	警察法第五十條但書の定めるところによる。	

別表第七

一　都道府県が置かなければならない附属機関

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
	温泉審議会	温泉法第十九條第一項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に対する意見の答申に関する事務
	都道府県優生保護審査会	優生保護法第十七條第三項の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務
	地区優生保護審査会	優生保護法第十七條第四項の規定による保健所の区域ごとの人工妊娠中絶に関する適否の審査に関する事務

結核診査協議会	結核予防法第四十八條第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務
医療機関整備審議会	医療法第三十二條第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務
公的医療機関運営審議会	医療法第三十六條第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務
あん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議会	あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十三條第三項の規定による。あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
准看護婦試験委員	保健婦助産婦看護婦法第二十五條第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
民生委員審査会	民生委員法第五條第二項及び第十一條第二項の規定による都道府県知事の民生委員の推薦及び解職の具申に対する意見の答申に関する事務
地方身体障害者福祉審議会	身体障害者福祉法第六條第五項の規定による身体障害者の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
都道府県災害救助対策協議会	災害救助法第十四條の規定による非常災害及び救助に関する情報の通報、救助その他緊急措置に関する計画の樹立並びに非常災害に際しての救助その他緊急措置に関する計画の実施の推進に関する事務
兒童福祉審議会	兒童福祉法第八條第四項及び第七項の規定による兒童及び妊産婦の福祉に関する事項の調査審議並びに関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びこれらを製作し、興行する者等に関する勧告に関する事務
保母試験委員	兒童福祉法施行令の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務

地方社会保険医療協議会	社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭和二十五年法律第四十七号）第十三條第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び勧告に関する事務

都道府県知事

国民健康保険審査会	国民健康保険法第五十二條ノ八から第五十二條ノ十一までの規定による保険給付又は保険料その他の徴収金に関する決定に対する不服の審査及び保険給付に関する契約の紛争並びに療養担当者又はこれに支拂うべき診療報酬の額の決定のあつ旋等に関する事務
国民健康保険診療報酬審査委員会	国民健康保険法第四十七條ノ三の規定による療養担当者の提出した診療報酬請求書の審査に関する事務
都道府県農業共済保険審査会	農業災害補償法第二十九條第一項、第百三十一條及び第百四十三條第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務
都道府県開拓審議会	開拓者資金融通法第六條第二項及び第七條第二項の規定による都道府県知事の資金の貸付一時償還の請求、支拂の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務
都道府県森林審議会	森林法第六十八條第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務
都道府県地代家賃審査会	地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）第十五條第一項の規定による都道府県知事の行う地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額の増額の認可又は減額に対する意見の答申に関する事務
都道府県建設業審議会	建設業法第二十四條、第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定による建設工事の請負契約の紛争の解決のあつ旋、建設業

	の改善に関する重要事項の調査審議及び建設業に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務
都道府県水防協議会	水防法第八條第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務
都市計画地方審議会	都市計画審議会令（大正八年勅令第四百八十三号）第二條の規定による都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政庁に対する建議に関する事務
補償審査会	特別都市計画法第十八條第二項の規定による補償金の決定に関する事務
都道府県建築審査会	建築基準法第七十八條の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に対する異議の申立の裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務
都道府県建築士審議会	建築士法第二十八條の規定による同法に規定する同意についての議決、建築士に関する重要事項の調査審議及び建築士に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務
二級建築士試験委員	建築士法第三十二條第一項の規定による二級建築士試験に関する事務
私立学校審議会	私立学校法第九條の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等の認可について政令で定めることを認めているものについては、この法律施行の日から起算して一年以内に、改正後の地方自治法の規定に適合するように改正の措置がとられなければならない。

二　市町村が置かなければならない附属機関

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市町村長	民生委員推薦会	民生委員法第五條第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務
保健所を設置する市の市長	結核診査協議会	結核予防法第四十八條第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務
国民健康保険を行う市町村長	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第八條ノ十九の規定による国民健康保険の運営に関する事項の審議に関する事務
都道府県知事が水防管理団体として指定した市町村の市町村長	水防協議会	水防法第二十六條第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務
主務大臣の指定する市の市長	補償審議会	特別都市計画法第十八條第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務

附則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2　この法律施行の際現に効力を有する法律の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律又はこれに基く政令で規定しなければならないものについては、この法律施行の日から起算して一年以内に、改正後の地方自治法の規定に適合するように改正の措置がとられなければならない。

3　この法律施行の際現に効力を有する総理府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律又はこれに基く政令で規定しなければならないものを定めているものは、前項の規定により法律改正がなされるまで又はこの法律施行の日から起算して一年以内において法律に基く政令で規定されるまでは、なお、その効力を有する。

4　この法律施行の際改正前の地方自治法第七條第一項若しくは第二項の規定により既になされている市町村の境界の変更に関する処分、改正前の地方自治法第八條第三項の規定により既になされている町村を市とし、若しくは市を町村とする処分若しくは村を町とし、若しくは町を村とする処分又はこれらの処分の効力については、改正後の地方自治法第七條第二項及び第七項並びに第八條第三項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

5　改正前の地方自治法第九條の規定に基き提起されている訴訟又は事件で、この法律施行の際現に裁判所に係属しているものについては、改正後の地方自治法第九條、第九條の二及び第二百五十五條の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

6　改正前の地方自治法第百五十八條第一項から第三項までの規定により設けた都道府県の局部は、改正後の同法第百五十八條第一項から第三項までの規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して五月以内に限り、なお、従前の例により存続させることができる。

7　この法律施行の際現にその職にある副出納長は、改正後の地方自治法第百六十八條の規定にかかわらず、その者が選任された日から起算して四年以内に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

8　この法律施行の際現にその職にある都道府県、市町村及び特別区の選挙管理委員は、改正後の地方自治法第百八十一條第二項及び第百八十二條第四項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、在職するものとする。補充員であるものの在職についても、また、同様とする。

9　改正前の地方自治法第百九十五條第三項但書の規定により市においてこの法律施行の際現に監査委員を置く市にあつては、改正後の地方自治法第百九十五條第三項但書の規定にかかわらず、なお、在職するものとする。

10　この法律施行の際現に地方公共団体が共同して設置している地方公共団体の委員会、附属機関若しくは職員又はこの法律施行の際現に他の地方公共団体に委託されている地方公共団体の事務は、この法律施行の日から起算して一年以内において、改正後の地方自治法の規定に適合するようにこれを改めるのとし、改正後の地方自治法の規定による共同設置又は事務の委託が行われるまでは、なお、従前の例による。

11　この法律施行の際地方自治法第二百五十九條第一項又は第三項の規定により既になされている郡の区域をあらたに画し、若しくは郡の区域を変更する処分の効力については、改正後の地方自治法第二百五十九條第四項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

12　地方自治法附則第二條但書によりなお効力を有する旧東京都制第八十九條から第百九十一條まで及び第百九十八條の規定は、改正後の地方自治法第百八十一條第二項各号に掲げる事務並びに第二百十一條の二第二項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に関しては、その適用はないものとする。

13　政令で特別の定をするものを除く外、改正後の地方自治法第二百八十一條第二項各号に掲げる事務で、この法律施行の際現に都が処理しているものは、この法律施行の日から起算して九十日以内に特別区に引き継がなければならない。

14　この法律施行の際現にその職にある特別区の区長は、改正後の地方自治法第二百八十一條の二第一項の規定にかかわらず、その任期中は、なお、従前の例により在職するものとする。

15　改正後の地方自治法第二百八十一條の二第二項又は同條第四項において準用する改正後の同法第二百八十一條の二第二項の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務で、この法律施行の際現に都知事、都の委員会又は委員の権限に属するものは、この法律施行の日から起算して九十日以内に特別区の長、委員会又は委員に引き継がなければならない。

16　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の適用については、改正後の地方自治法附則第十七條の規定にかかわらず、市は、特別区を含むものとする。

17　前五項に規定するものを除く外、改正後の地方自治法の特別区に関する規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

18　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六條中「市に関する規定」の下に「（市長

の選挙に関する規定を除く。」を加える。

19　厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一條を加える。

第十條ノニ　本法ニ規定スル厚生大臣ノ職権ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

20　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九條ノ三の次に次の一條を加える。

第九條ノ四　本法ニ規定スル厚生大臣ノ職権ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之を都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

21　この法律の施行のため必要な事項は、政令で定める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第三百七号（昭二七、八、一六）

◉公職選挙法の一部を改正する法律（衆法）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

(1)　目次中「第六十八條（無効投票）」を「第六十八條（無効投票）」に、「第百六十四條（個人演説会の施設の無料使用）」を「第百六十四條（個人演説会の施設の無料使用）」に、「第百六十四條の二（個人演説会の施設の無料使用）」を「第百六十四條の二（個人演説会の施設の無料使用）」に、「第百六十四條の三（他の人気投票掲載の制限）」を「第百六十四條の三（他の人気投票掲載の制限）」に、「第百六十四條の四（個人演説会の禁止）」を「第百六十四條の四（個人演説会の禁止）」に、「第百六十四條の五（街頭演説）」を「第百六十四條の五（街頭演説）」に、「第百六十四條の六（連呼行為の制限）」を「第百六十四條の六（連呼行為の制限）」に、「第百六十四條の七（標旗に関する参議院全国選出議員の選挙における特例）」を「第百六十四條の七（標旗に関する参議院全国選出議員の選挙における特例）」に、「第百六十四條の八（標旗の制限）」を「第百六十四條の八（標旗の制限）」に、「第百六十四條の九（演説会における録音盤の使用）」を「第百六十四條の九（演説会における録音盤の使用）」に、「第百七十五條（氏名等の掲示に関しその他必要な事項）」を「第百七十五條（氏名等の掲示に関しその他必要な事項）」に、「第百七十五條の二（投票記載所の氏名等の掲示）」を「第百七十五條の二（投票記載所の氏名等の掲示）」に、「第百九十七條（選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲）」を「第百九十七條（選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲）」に、「第百九十七條の二（実費弁償及び報酬の額）」を「第百九十七條の二（実費弁償及び報酬の額）」に、「第二百一條（匿名の寄附等の禁止及び国庫帰属）」を「第二百一條（匿名の寄附等の禁止及び国庫帰属）」に、「第二百一條の二（衆議院議員の選挙の特例）」を「第二百一條の二（衆議院議員の選挙の特例）」に、「第二百一條の三（ポスターの制限）」を「第二百一條の三（ポスターの制限）」に、「第二百一條の四（選挙運動に関する支出の政治活動）」を「第二百一條の四（選挙運動に関する支出の政治活動）」に、「第二百一條の五（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）」を「第二百一條の五（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）」に、「第二百一條の六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の三十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の三十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の四十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の四十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の五十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の五十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の六十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の六十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の七十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の七十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の八十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の八十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の九十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の九十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百二十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百二十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百三十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百三十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百四十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百四十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百五十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百五十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百六十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百六十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百七十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百七十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百八十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百八十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の百九十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の百九十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十六（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十七（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十八（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百二十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百二十九（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百三十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百三十（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百三十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百三十一（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百三十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百三十二（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百三十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百三十三（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百三十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」を「第二百一條の二百三十四（政党その他の政治団体の政治活動の届出）」に、「第二百一條の二百三十五（政党その他の政治団体の政治活動の届出）

(8) 第四十九條中「証明するものの投票については、」の下に「政令の定めるところにより、」を加え、「政令で特別の規定を設けることができる。」を「不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。」に改める。

(9) 第六十二條第二項中「届出のあつた者において開票立会人十人を互選しなければならない。」を「届出のあつた者の中から開票管理者がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。」に、第五項中「第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに開票立会人を定め得る場合にあつてはその者の中で開票管理者がくじで定めた者二人、互選により開票立会人を定めるべき場合にあつては得票最多数の者二人（二人を定めるに当り得票数が同じであるときは、開票管理者がくじで定めた者）」を「第二項の規定にかかわらず、その者の中で開票管理者がくじで定めた者二人」に、第六項中「第二項、第三項」を「第二項」に、第七項中「第二項の規定による互選又は第五項の規定によるくじ」を「第二項又は第四項の規定によるくじ」に、第八項中「第二項の規定による互選又は第五項若しくは第六項の規定によるくじ」を「第二項、第四項又は第五項の規定によるくじ」に改め、第三項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

(10) 第六十八條の次に次の一條を加える。

（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）

第六十八條の二 同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前條第一項第七号の規定にかかわらず、有効とする。

2 前項の有効投票は、開票区ごとに、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。この場合において一票未満の端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。

(11) 第八十六條第一項を次のように改める。

公職の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から、左の各号の区分による日までに、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

一 参議院議員の候補者にあつては、その選挙の期日前二十日

二 衆議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前十五日

三 都道府県の議会の議員並びに市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前十日

四 町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前五日

同條第三項中「参議院（地方選出）議員」を削り、第五項中「第三十三條《長の任期満了に因る選挙》第三項」を「第三十三條《長の任期満了に因る選挙》第六項」に改める。

(12) 第九十二條第一号、第二号及び第四号中「三万円」を「十万円」に、第三号中「一万円」を「二万円」に、第五号及び第八号中「五千円」を「一万円」に、第六号中「一万五千円」を「二万五千円」に、第七号中「一万円」を「四万円」に改める。

(13) 第九十三條第二項本文中「選挙の期日前十日以内にその」を削る。

(14) 第九十四條を次のように改める。

第九十四條 削除

(15) 第九十五條第一項第五号中「八分の三」を「四分の一」に改める。

(16) 第九十六條中「第一項若しくは第三項」を削る。

(17) 第九十七條第一項中「又は第百十八條第二項《長の決選投票における同点者の場合》の規定の適用を受けた得票者」を削り、第三項中「又は第百十八條第二項」を削る。

(18) 第九十八條中「若しくは第百十八條第二項《長の決選投票における同点者の場合》」を削る。

(19) 第百十條第二項第二号中「地方公共団体の他の選挙」を「同一の地方公共団体の他の選挙」に改める。

(20) 第百十二條第二項中「又は第百十八條第二項《長の決選投票における同点者の場合》」を削る。

(21) 第百十三條第二項第四号中「地方公共団体の他の選挙」を「同一の地方公共団体の他の選挙」に改める。

(22) 第百十五條第九項中「前項の規定により」を削る。

(23) 第百十七條及び第百十八條を次のように改める。

第百十七條 削除

第百十八條 削除

(24) 第百十九條第三項中「第一項の規定により都道府県の議会の議員の選挙と都道府県知事の選挙又は都道府県の教育委員会の委員の選挙を同時に行う場合の選挙の期日及び」及び「少くとも三十日前（都道府県の議会の議員の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合にあつては、二十日前）」を削る。

(25) 第百二十三條第一項中「第三十六條《一人一票》の下に「及び第六十二條《開票立会人》」を、「選挙会の区域が同一であるときは、」の下に「第七十六條《選挙立会人》に規定するものを除く外、」を加える。

(26) 第百二十八條を次のように改める。

第百二十八條 削除

(27) 第百二十九條中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第百十七條第二項《長の決選投票の場合》の規定による告示の日」を削る。

(28) 第百三十條第二項中「中央選挙管理会」の下に「及び当該選挙事務所を設置した都道府県の選挙管理委員会」を加える。

(29) 第百三十一條第一項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員」に、「二箇所まで設置することができる。」を「一箇所とする。」に、第三項中「又は教育委員会の委員」を「又は市町村の教育委員会の委員」に改め、同項但書を削る。

(30) 第百三十七條の次に次の一條を加える。

（未成年者の選挙運動の禁止）

第百三十七條の二 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

(31) 第百三十五條第一項但書を削る。

(32) 第百三十八條の次に次の一條を加える。

（署名運動の禁止）

第百三十八條の二 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人に対し署名運動をすることができない。

(33) 第百四十一條第一項を次のように改める。

主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二條第五項に規定する諸車をいう。以下同じ。）、拡声機及び船舶は、公職の候補者一人について、左の各号に規定するものの外は、使用することができない。

一 衆議院議員、参議院議員（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員並びに地方自治法第百五十五條第二項《区を設ける指定市》の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙

自動車一台又は船舶一隻及び拡声機二揃

二 参議院（全国選出）議員の選挙

自動車一台又は船舶一隻及び拡声機三揃

三 市（第一号の市を除く。）の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙

自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一揃

四 町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙

拡声機一揃

同條第二項中「証明書」の下に「（自動車と船舶については両者に通用する証明書）」を、第三項中「表示」の下に「（自動車と船舶については両者に通用する表示）」を加える。

(34) 第百四十二條第一項第五号但書及び第六号但書を削り、第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第一号及び第二号を次のように改める。

一 衆議院議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一万枚

二 参議院（全国選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一万枚

同條第二項中「第三号」を「第四号」に、「第四号から第六号」を「第五号から第七号」に改める。

(35) 第百四十三條第一項第三号中「主として選挙運動のために使用されるそり」を「第百六十四條の六《連呼行為の制限》但書の規定により連呼することができ

きる場合に使用される自動車以外の諸車」に改める。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、前項の禁止行為に該当するものとみなす。

同條に次の二項を加える。

4　第一項に規定する立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。

5　第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。

(36)　第百四十四條第一項第一号中「三千枚」を「二千枚」に改め、同條同項第五号を削り、同條に次の一項を加える。

4　第一項のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。

(37)　第百四十五條第一項に次の但書を加える。

但し、橋りよう、電柱、公営住宅その他命令で定めるものについては、この限りでない。

同條第二項中「その所有者又は管理者」を「その管理者（居住者を含む。）、管理者がない場合にはその所有者」に改める。

(38)　第百四十八條第一項中「新聞紙」の下に「（これに類する通信類を含む。以下同じ。）」を加え、同條に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用については新聞紙又は雑誌とは、選挙運動の期間中に限り、左に掲げるものをいう。

一　左の條件を具備する新聞紙又は雑誌

イ　新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期に有償頒布するものであること。

ロ　第三種郵便物の認可のあるものであること。

ハ　当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前六箇月以来、イ及びロに該当し、引き続き発行するものであること。

二　前号に該当する新聞紙又は雑誌を発行する者が発行する新聞紙又は雑誌で同号イ及びロの條件を具備するもの

(39)　第百四十八條の次に次の二條を加える。

（新聞紙、雑誌の不法利用等の制限）

第百四十八條の二　何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は饗応接待、その申込若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができない。

2　新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者は、前項の供與、饗応接待を受け若しくは要求し又は前項の申込を承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができない。

3　何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができない。

（新聞紙、雑誌の人気投票掲載の制限）

第百四十八條の三　新聞紙又は雑誌は、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を掲載することができない。

(40)　第百五十條第一項中「当該公職の候補者は、」の下に「政令の定めるところにより、」を、「日本放送協会」の下に「及び一般放送事業者」を、「その政見を無料で放送することができる。」の下に「この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し、これをそのまま放送しなければならない。」を、第三項中「日本放送協会」の下に「及び一般放送事業者」を加える。

(41)　第百五十一條の次に次の二條を加える。

（選挙放送の公正確保）

第百五十一條の二　日本放送協会及び一般放送事業者は、選挙に関し、虚偽の事項を放送し又は事実を歪曲して放送する等表現の自由を濫用して選挙

の公正を害してはならない。

（選挙運動放送の制限）

第百五十一條の三　何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備（有線電気通信設備を含む。）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。

(42)　第百五十二條の見出しを「（義務制公営立会演説会）」に改め、同條中「（第百十七條第一項（決選投票の場合）の選挙を除く。）」を削る。

(43)　第百五十三條第一項中「五千」を「四千」に、第二項中「五万」を「四万」に改める。

(44)　第百五十四條を次のように改める。

（立会演説会における演説者）

第百五十四條　立会演説会においては、当該選挙における公職の候補者が演説を行うものとし、当該公職の候補者が演説を行うことができないときは、その代理として一人を限り、自己の行うべき立会演説会において演説を行わせることができる。

(45)　第百六十條の二第一項中「市町村長の選挙（第百十七條第一項（決選投票の場合）の選挙を除く。）については、市町村は、」を「都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、地方自治法第百五十五條第二項（区を設ける指定市）の市の議会の議員及び市町村長の選挙については市町村は、それぞれ、」に改める。

(46)　第百六十四條の次に次の七條を加える。

（個人演説会の制限）

第百六十四條の二　衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の候補者（以下本條中「候補者」という。）は、第百六十一條（公営施設使用の個人演説会）に規定する施設及びこれらの施設以外の施設（建物その他の施設の構内を含む。）を使用して、個人演説会を六十回以内開催することができる。

2　前項の規定の適用については、いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする座談会、候補者が共同して行う演説会及び候補者のために合同して行う演説会は、同項の個人演説会とみなす。この場合において同項の規定による回数の計算については、各候補者につき、それぞれ一回として計算する。

3　候補者が第五項の規定による申出をした後、その開催すべき個人演説会を実施しなかつた場合においても、その実施しなかつた回数は、第一項の規定による回数に算入する。但し、天災その他不可抗力に因る場合は、この限りでない。

4　第一項の個人演説会においては、候補者以外の者も演説をすることができる。

5　候補者は、第一項の個人演説会を開催しようとする場合においては、開催すべき日前二日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び候補者の氏名を文書で市町村の選挙管理委員会に申し出るとともに、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、回数表を呈示し、これにその開催の回数の確認を受けなければならない。

6　市町村の選挙管理委員会は、第一項の個人演説会が開催される場合においては、その演説会開催当日、当該候補者の氏名及び党派別並びに演説会開催の日時及び会場を表示する立札一箇を、会場前の公衆の見易い場所に見易い方法をもつて、掲示しなければならない。

7　候補者は、第一項の個人演説会の告知のため、ポスターを掲示することができる。

8　前項のポスターは、タブロイド型（長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル）とし、命令で定めるところにより、必要事項を印刷の上、候補者一人について、千二百枚を交付する。

9　第百四十五條（ポスターの掲示箇所）及び第百四十七條（文書図画の撤去）の規定は、前二項のポスターの掲示について、準用する。

10　第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター、第百四十三條第一項第四号（演説会場における文書図画の掲示）の規定により使用することができるちようちん（一箇に限る。）及び同條同項第五号（選挙運動用ポスター）のポスターの外、掲示することができない。

（他の演説会の禁止）

第百六十四條の三　衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の

委員の選挙においては、選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う立会演説会及び個人演説会を除く外、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。

（個人演説会における録音盤の使用）

第百六十四條の四　個人演説会（第百六十一條《公営施設使用の個人演説会》に規定する施設以外の施設を使用してする場合を含む。）においては、選挙運動のため、録音盤を使用して演説をすることを妨げない。

（街頭演説）

第百六十四條の五　選挙運動のためにする街頭演説（屋内から街頭へ向つてする演説を含む。以下同じ。）は、演説者がその場所に駐り、第二項に規定する証明書を携帯する者が現在し、且つ、同項に規定する標旗を掲げる場合でなければ、行うことができない。

2　選挙運動のために街頭演説をしようとする場合には、公職の候補者は、予め当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）の発行する証明書及びその定める様式の標旗の交付を受けなければならない。

3　前項の証明書及び標旗は、公職の候補者一人について、各一（参議院全国選出議員の場合にあつては各十五）を交付する。

4　第一項の証明書及び標旗は、当該公務員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

（連呼行為の制限）

第百六十四條の六　何人も、選挙運動のため、特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又は演説会若しくは街頭演説の告知を連呼してはならない。但し、前條に規定する標旗を掲げて、第百四十一條第一項《自動車、拡声機及び船舶の使用》の規定により選挙運動のために使用される自動車若しくは船舶の上において又は道路交通取締法第二條第四項《諸車の定義》に規定する諸車で自動車以外のものの上においてする場合は、この限りでない。

（標旗に関する参議院全国選出議員の選挙における特例）

第百六十四條の七　前二條の場合において、参議院（全国選出）議員の選挙に係る選挙運動については、一の都道府県においては同時に二以上の標旗を掲げることができない。

（標旗を要する選挙運動の運動員）

第百六十四條の八　第百六十四條の五《街頭演説》及び第百六十四條の六《連呼行為の制限》の規定による街頭演説及び連呼行為においては、選挙運動に従事する者（運転手、助手その他労務を提供する者を含む。）は、公職の候補者一人について（参議院全国選出議員の場合にあつては、その候補者一人について一都道府県ごとに）、十五人を超えてはならない。

2　前項の規定による選挙運動に従事する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。

(47)　第百六十六條中「この法律に規定する」を「第百六十一條《公営施設使用の個人演説会》の規定による」に改める。

(48)　第百六十六條の二を次のように改める。

（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）

第百六十六條の二　何人も、午後九時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をし、特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を連呼し又は演説会若しくは街頭演説の告知を連呼してはならない。

(49)　第百六十七條第一項中「及び第百十七條第一項《長の決選投票の場合》の選挙」を削る。

(50)　第百六十八條第二項を次のように改める。

2　前項の掲載文は、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては字数千五百、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては字数五百を超えることができない。

(51)　第百七十條中「三日までに、配布する。」を「五日までに、配布するものとする。但し、第百十九條《選挙の同時施行》第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第百七十二條の二《任意制選挙公報の発行》の規定による條例の定める期日までに、配布するものとする。」に改める。

(52)　第百七十二條の二中「地方自治法第百五十五條第二項《区を設ける指定市》の市の市長の選挙（選挙の一部無効に因る再選挙及び第百十七條第一項《決選投票の場合》の選挙を除く。）においては、市の選挙管理委員会は、」を「都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙（選挙の一部無効に因る再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、」に改め、同條に次の但書を加える。

但し、掲載文は、字数五百を超えることができない。

(53)　第百七十三條第一項中「選挙が行われる場合においては、」を「各選挙につき、」に改め、第二項中「当該選挙の投票所の入口その他」を削り、「、市町村の教育委員会の委員及び第百十七條第一項《長の決選投票の場合》」を「及び市町村の教育委員会の委員」に改め、同條に次の一項を加える。

3　前二項の掲示については、その掲示方法、掲示場所等につき適当な措置を講じ、公職の候補者の氏名等が選挙人に周知されるようにつとめなければならない。

(54)　第百七十四條第一項を次のように改める。

前條第一項の掲示は、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前十日から、都道府県の議会の議員並びに市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前六日から、町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前三日から、それぞれその選挙の当日まで行う。

同條第三項中「当該選挙の期日前十二日までに」を「掲示開始の日前二日までに」に、「当該選挙の期日前十一日以後に」を「掲示開始の日の前日以後に」に改める。

(55)　第百七十五條の次に次の一條を加える。

（投票記載所の氏名等の掲示）

第百七十五條の二　市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派別（教育委員会の委員の候補者についてはその氏名）の掲示をしなければならない。

2　前項の掲示の掲載の順序は、市町村の選挙管理委員会がくじで定める。

3　当該選挙の公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

4　前三項に規定するものの外、第一項の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

(56)　第百七十七條第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

(57)　第百七十八條但書を削る。

(58)　第百八十九條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を第二号とする。

一　当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に

同條第二項を次のように改め、第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

2　前項の報告書の様式は、命令で定める。

(59)　第百九十四條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

(60)　第百九十五條第三項中「前條第三項」を「前條第二項」に改める。

(61)　第百九十七條第一項第二号中「又は第百十七條第一項《長の決選投票の場合》の規定により公職の候補者となつた後」を削り、同項第三号但書を削り、第二項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県の教育委員会の委員及び地方自治法第百五十五條第二項の市の市長の選挙においては、」を削り、同項中「第百四十一條第一項」の下に「《選挙運動に使用する場合》」を加える。

(62)　第百九十七條の次に次の一條を加える。

（実費弁償及び報酬の額）

第百九十七條の二　選挙運動に従事する者に対する交通費、宿泊費、弁当料等の実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬の額は、

自治庁長官の定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が定める。

(63) 第十四章の次に次の一章を加える。

第十四章の二　衆議院議員の選挙の特例

（特例の範囲）

第二百一條の二　衆議院議員の選挙については、本章に規定する特例による外、この法律のその他の規定の定めるところによる。

（ポスターの制限）

第二百一條の三　選挙運動のために使用するポスターは、第百四十三條《文書図画の掲示》第一項第一号から第四号まで及び第百六十四條の二第七項《個人演説会告知用ポスター》に規定するものの外は、掲示することができない。

（選挙運動に関する支出金額の特例）

第二百一條の四　衆議院議員の選挙における第百九十四條《選挙運動に関する支出金額の制限》及び第百九十五條《選挙の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限》の規定による選挙運動に関する支出金額の算出の基準となるべき金額は、四円とする。

（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動）

第二百一條の五　衆議院議員の総選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭演説（連呼行為を含む。）の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用及びポスターの掲示については、その選挙運動の期間中に限り、これをすることができない。但し、全国を通じ二十五人以上の所属議員候補者を有する政党その他の政治団体が左の各号の規定によりする場合は、この限りでない。

一　政談演説会の開催については、一選挙区につき一回

二　街頭演説（連呼行為を含む。）の開催については、第三号の規定により使用する自動車上

三　政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数

（い）所属議員候補者が二十五人以上百人未満の場合　三台以内

（ろ）所属議員候補者が百人以上二百人未満の場合　五台以内

（は）所属議員候補者が二百人以上の場合　八台以内

四　ポスターの掲示については、政策の普及宣伝及び演説の告知用として一選挙区につき千枚以内

2　前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、所属議員候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3　自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4　第百四十一條第二項から第四項《自動車使用の証明書及び表示》までの規定は、第一項第三号の自動車の使用について、準用する。この場合において同條第二項及び第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」とあるのは「自治庁長官」と読み替えるものとする。

5　第百四十四條第二項から第四項《ポスターの検印、型等》まで及び第百四十五條《ポスターの掲示箇所》の規定は、第一項第四号のポスターについて、準用する。

6　第一項第四号のポスターには、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。

7　第百六十六條の二《夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止》の規定は、第一項第二号の街頭演説（連呼行為を含む。）について準用する。

（政党その他の政治団体の機関紙誌）

第二百一條の六　政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、第百四十八條第三項《新聞紙及び雑誌の定義》の規定にかかわらず、前條第一項但書に規定する政党その他の政治団体の本部において直接発行し、且つ、通常の方法により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、自治庁

長官に届け出たものいずれか一に限り、第百四十八條第一項及び第二項の規定を適用する。

2　前項の届出には、当該機関新聞紙又は雑誌の名称並びに編集人及び発行人の氏名を記載しなければならない。

(64) 第二百二條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に、「その決定があつた日」を「その決定書の交付を受けた日又は第二百十五條《決定書の要旨の告示》の規定による告示の日」に改め、同項を第二項とする。

(65) 第二百三條中「同條第三項」を「同條第二項」に改める。

(66) 第二百六條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に、「その決定があつた日」を「その決定書の交付を受けた日又は第二百十五條《決定書の要旨の告示》の規定による告示の日」に改め、同項を第二項とする。

(67) 第二百七條第一項中「同條第三項」を「同條第二項」に改める。

(68) 第二百九條の次に次の一條を加える。

（当選の効力に関する争訟における潜在無効投票）

第二百九條の二　当選の効力に関する異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の当日選挙権を有しない者の投票その他本来無効なるべき投票であつてその無効原因が表面にあらわれない投票で有効投票に算入されたことが推定され、且つ、その帰属が不明な投票があることが判明したときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、第九十五條《当選人》の規定の適用に関する各候補者の有効投票の計算については、その開票区ごとに、各候補者の得票数から、当該無効投票数を各候補者の得票数に応じて按分して得た数をそれぞれ差し引くものとする。

(69) 第二百十一條中「又は第二百十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》」を「、第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》又は第二百二十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》」に改める。

(70) 第二百十五條及び第二百二條第二項中「第二百二條第二項」を「第二百六條第二項」に改める。

(71) 第二百二十三條の次に次の一條を加える。

（新聞紙、雑誌の不法利用罪）

第二百二十三條の二　雑誌の不法利用等の制限》第一項又は第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は禁こに処する。

(72) 第二百二十四條中「前三條」を「前四條」に改める。

(73) 第二百二十七條中「（第四十八條《代理投票》第二項の規定により投票を補助すべき者を含む。以下同じ。）」を加える。

(74) 第二百三十五條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。

（新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪）

第二百三十五條の二　左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁こ又は二万五千円以下の罰金に処する。

一　第百四十八條第一項但書《選挙報道等の公正確保》の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選挙の公正を害したときは、その新聞紙又は雑誌の編集を実際に担当した者及びその新聞紙又は雑誌の経営を担当した者

二　第百四十八條第三項《新聞紙及び雑誌の定義》に規定する新聞紙及び雑誌並びに第二百一條の六《政党その他の政治団体の機関紙誌》に規定する機関新聞紙及び機関雑誌以外の新聞紙及び雑誌が選挙運動の期間中当該選挙に関し報道又は評論を掲載したときは、これらの新聞紙又は雑誌の編集を実際に担当した者及びその新聞紙又は雑誌の経営を担当した者

三　第百四十八條の二第三項《新聞紙、雑誌に対する地位利用の制限》の規定の違反して選挙に関する報道又は評論を掲載し又は掲載させた者

四　第百四十八條の三《新聞紙、雑誌の人気投票掲載の制限》の規定に違反して新聞紙又は雑誌が人気投票の経過又は結果を掲載したときは、その新聞紙又は雑誌の編集を実際に担当した者及びその新聞紙又は雑誌の経営を担当した者

（選挙放送等の制限違反）

第二百三十五條の三　左の各号の一に該当する者

は、二年以下の禁こ、又は二万五千円以下の罰金に処する。

一　第百五十一條の二《選挙放送の公正確保》の規定に違反して選挙の公正を害したときは、その放送をし又は編集をした者

二　第百五十一條の三《選挙運動放送の制限》の規定に違反して放送をし又は放送をさせた者

(75) 第二百三十七條第二項中「投票した者」を「投票し又は投票しようとした者」に改める。

(76) 第二百三十七條の次に次の一條を加える。

（代理投票における記載義務違反）

第二百三十七條の二　第四十八條《代理投票》第二項の規定により候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が選挙人の指示する候補者の氏名を記載しなかつたときは、二年以下の禁こ又は二万五千円以下の罰金に処する。

(77) 第二百三十九條第一号中「又は第百三十七條《教育者の地位利用の選挙運動の禁止》」を「、第百三十七條《教育者の地位利用の選挙運動の禁止》又は第百三十七條の二《未成年者の選挙運動の禁止》」に改め、同條に次の一号を加える。

四　第百三十八條の二《署名運動の禁止》の規定に違反して署名運動をした者

(78) 第二百四十三條第八号の次に次の五号を加える。

八の二　第百六十四條の二第十項《個人演説会場の掲示》又は第二百一條の三《ポスターの制限》の規定に違反して文書図画を掲示した者

八の三　第百六十四條の三《他の演説会の禁止》の規定に違反して演説会を開催した者

八の四　第百六十四條の五《街頭演説》第一項の規定に違反して街頭演説をした者

八の五　第百六十四條の六《連呼行為の制限》の規定に違反して連呼をした者

八の六　第百六十四條の八《標旗を要する選挙運動の運動員》第二項の規定に違反して選挙運動に従事した者

(79) 第二百四十四條第三号中「《ポスターの掲示箇所》」及び同條第四号中「《文書図画の撤去》」の下にそれぞれ「《第百六十四條の二第九項《個人演説会告知用ポスター》において準用する場合を含む。》」を加え、第五号の次に次の二号を加える。

五の二　第百六十四條の二第五項《個人演説会の確認》の規定に違反して確認を受けなかつた者

五の三　第百六十四條の五《街頭演説》第四項の規定に違反して証明書又は標旗の呈示を拒んだ者

(80) 第二百四十七條中「第百八十九條」の下に「第一項」を加える。

(81) 第二百五十一條第一項中「又は第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》」を「、第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》又は第二百二十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》」に改める。

(82) 第二百五十二條第二項中「又は第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》」を「、第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》又は第二百二十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》」に、「第二百二十三條まで」を「第二百二十三條の二まで」に改める。

(83) 第二百五十二條の次に次の一條を加える。

（政党その他の政治団体の政治活動の規則違反）

第二百五十二條の二　政党その他の政治団体が第二百一條の五《政党その他の政治団体の政治活動の規制》第一項の規定に違反して政治活動をしたときは、その政党その他の政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上十万円以下の罰金に処する。

2　左の各号の一に該当する行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第二百一條の五第四項において準用する第百四十一條第三項又は第四項《自動車使用の証明書及び表示》の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだとき。

二　第二百一條の五第五項において準用する第百四十四條第二項から第四項《ポスターの検印、型等》まで若しくは第百四十五條《ポスターの掲示箇所》又は第二百一條の五第六項《候補者氏名の記載の制限》の規定に違反してポスターを掲示したとき。

三　第二百一條の五第七項において準用する第百六十六條の二《夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止》の規定に違反して街頭演説（連呼行為を含む。）をしたとき。

(84) 第二百五十三條の次に次の一條を加える。

（刑事事件の処理）

第二百五十三條の二　当選人に係る本章に掲げる罪（第二百四十五條《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十六條《選挙運動に関する収入及び支出の規正違反》第二号から第九号まで、第二百四十八條《寄附の制限違反》及び第二百四十九條《寄附の勧誘、要求等の制限違反》の罪を除く。）、選挙運動を総括主宰した者に係る第二百二十一條《買収及び利害誘導罪》、第二百二十二條《多数人買収及び多数人利害誘導罪》、第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》若しくは第二百二十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》の罪又は出納責任者に係る第二百四十七條《報告書提出の義務違反》の罪に関する刑事事件については、訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。

2　前項の訴訟については、裁判所は、特別の事情がある場合の外は、他の訴訟の順序にかかわらず速かにその裁判をしなければならない。

(85) 第二百五十四條中「若しくは第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》」を「、第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪》若しくは第二百二十三條の二《新聞紙、雑誌の不法利用罪》」に改める。

(86) 第二百六十三條第十号中「施設（設備を含む。）」の下に「、第百六十四條の五《街頭演説》の規定による標旗及び第百六十四條の八《標旗を要する場合の運動員の腕章》の規定による腕章」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十の二　第百六十四條の二第六項《個人演説会場の立札の掲示》の規定による掲示に要する費用

十の三　第百六十四條の二第八項《個人演説会告知用ポスター》の規定によるポスターに要する費用

(87) 第二百六十四條第二項中「前條第六号から第九号まで」及び「前條第六号、第九号」の下に「、第十号の二、第十号の三」を加え、第三項中「当該市町村」を「当該地方公共団体」に改める。

(88) 附則第六項中「大島支庁管内十島村のうち、黒島、竹島及び硫黄島」を「大島郡三島村及び十島村」に改める。

(89) 別表第一中「苫小牧市」を「苫小牧市」に、「一ノ関市」を「一ノ関市」に、「塩竈市」を「塩竈市」に、「古川市」に、「能代市」を「能代市」に、「大館市」に、「由利郡」を「由利郡」に、「横手市」に、「土浦市」を「土浦市」に、「古河市」に、「川越市」を「川越市」に、「所沢市」に、「熊谷市」に、「秩父市」を「秩父市」に、「松戸市」を「松戸市」に、「野田市」に、「銚子市」を「銚子市」に、「佐原市」を「茂原市」に、「木更津市」を「木更津市」に、「武蔵野市」を「武蔵野市」に、「三鷹市」を「三鷹市」に、「青梅市」に、「新発田市」を「新発田市」に、「新津市」に、「富山市」を「富山市」に、「魚津市」に、「高岡市」を「高岡市」に、「新湊市」に、「大垣市」を「大垣市」に、「関市」に、「多治見市」を「多治見市」に、「中津川市」に、「島田市」を「島田市」に、「焼津市」に、「碧南市」を「碧南市」に、「刈谷市」に、「挙母市」に、「舞鶴市」を「舞鶴市」に、「綾部市」に、「宇治市」に、「茨木市」を「茨木市」に、「寝屋川市」に、「八尾市」を「八尾市」に、「富田林市」に、「明石市」を「明石市」に、「加古川市」に、「西脇市」に、「相生市」を「相生市」に、「龍野市」に、「赤穂市」に、「豊岡市」に、「城崎郡」を「城崎郡」に、「兒島市」を「兒島市」に、「玉島市」に、「笠岡市」に、「大牟田市」を「大牟田市」に、「柳川市」に、「佐伯市」を「佐伯市」に、「臼杵市」に、「津久見市」に、「延岡市」を「延岡市」に、「日向市」に、「枕崎市」を「枕崎市」に、「串木野市」に、「川内市」を「川内市」に、「阿久根市」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。

2　改正後の公職選挙法第二百九條の二の規定は、前項の規定にかかわらず、この法律の公布の日から施

行する。但し、従前の公職選挙法の規定による当選の効力に関する争訟でこの法律の公布の日において現に選挙管理委員会に係属している異議の申立若しくは訴願又は裁判所に係属している訴訟についても適用する。

3　衆議院議員の選挙以外の選挙で、昭和二十七年九月一日現在既に従前の公職選挙法の規定によりその選挙の期日を公示又は告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

但し、改正後の公職選挙法第二百九條の二の規定の適用を妨げない。

4　昭和二十七年九月一日（衆議院議員の選挙にあつては次の総選挙の期日）前に従前の公職選挙法の規定により行われた選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日」を「六月三十日及び十二月三十一日」に改める。

第十三條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を第二号とする。

一　公職の候補者の選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に

同條第二項を次のように改める。

2　前項の報告書の様式は、総理府令でこれを定める。

（内閣総理大臣署名）

法律第三百八号（昭二七、八、一六）

◉公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（衆法）

第一條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十八條及び第百四十四條中「第二百二條第三項若しくは第二百六條第三項」を「第二百二條第二項若しくは第二百六條第二項」に改める。

第二條　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五條及び第四十三條第二項中「三十日」を「二十五日」に改める。

第四十九條中「第二百三十七條、第二百三十八條」を「第二百三十七條から第二百三十八條まで」に改める。

同條の表中「第二百三十四條　第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十五條　最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條及び第四十六條並びにこの法律の」を「第二百三十四條　第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十五條　最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條及び第四十六條並びにこの法律の　第二百三十七條の二　候補者の氏名　投票の内容」に改める。

第三條　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二條第一項第二号中「第九十九條」の下に「又は第百三條第一項」を加える。

第九十四條中「第三十三條第一項から第四項まで」を「第三十三條」に、「第六十二條第四項から第六項まで、第十項但書」を「第六十二條第三項から第五項まで、第九項但書」に、「第百三十一條第三項本文、第百三十二條から第百三十八條まで、」を「第百三十一條第三項、第百三十二條から第百三十七條まで、第百三十八條、」に、「第百六十六條」を「第百六十六條、第百六十六條の二」に、「第二百二條第二項、第三項」を「第二百二條第二項」に、「第二百六條第二項、第三項」を「第二百六條第二項」に、「第二百三十五條第二項、」を「第二百二十三條の二、第二百三十五條の二、第二百三十五條の三、」に、「第二百五十一條第二項」を「第二百五十一條第二項、第二百五十二條の二」に改める。

同條の表の下欄中「第六十二條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文及び第十一項」を「第六十二條第一項及び第二項、第六項から第八項まで、第九項本文及び第十項」に改める。

第四條　農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「第三十三條第一項から第四項まで」を「第三十三條」に、「第百三十一條第三項本文（選挙事務所の数）、第百三十二條から第百三十八條まで」を「第百三十一條第三項（選挙事務所の数）、第百三十二條から第百三十七條まで、第百三十八條」に改め、「第百六十六條（特定の建物及び施設における演説の禁止）、」の下に「第百六十六條の二（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）、」を加え、「第二百三十五條第二項、」を「第二百二十三條の二、第二百三十五條の二、第二百三十五條の三、」に、「第二百五十一條第二項」を「第二百五十一條第二項、第二百五十二條の二」に改める。

同條の表の上欄中「第百十一條第一項第二号」を「第百十一條第一項第三号」に改める。

第十四條第六項中「第二百二條第一項及び第三項」を「第二百二條」に改める。

第三十一條中「第三十三條第一項から第四項まで」を「第三十三條」に、「第百三十一條第三項本文（選挙事務所の数）、第百三十二條から第百三十八條まで」を「第百三十一條第三項（選挙事務所の数）、第百三十二條から第百三十七條まで、第百三十八條」に改め、「第百六十六條（特定の建物及び施設における演説の禁止）、」の下に「第百六十六條の二（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）、」を加え、「第二百三十五條第二項、」を「第二百二十三條の二、第二百三十五條の二、第二百三十五條の三、」に、「第二百五十一條第二項」を「第二百五十一條第二項、第二百五十二條の二」に改める。

同條の表の上欄中「第百十一條第一項第二号」を「第百十一條第一項第三号」に改める。

附則

1　この法律は、昭和二十七年九月一月から施行する。

2　公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百七号）附則第二項から第四項までの規定は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定を準用する選挙又は投票について、準用する。

（内閣総理・農林大臣署名）

法律第三百九号（昭二七、八、一六）

◉国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第七号を第九号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　個人演説会立札費

八　個人演説会告知用ポスター費

第四條第一項の表を次のように改める。

投票区の選挙人数＼投票日＼区市町村	区 平日	区 土曜日	区 日曜日又は休日	市 平日	市 土曜日	市 日曜日又は休日	町村 平日	町村 土曜日	町村 日曜日又は休日
五百人未満	三、七五五円	五、二四九円	六、五六九円	三、五〇一円	四、八〇三円	五、九五五円	二、五九五円	三、三一九円	三、九六三円
五百人以上一千人未満	四、一四八	五、八九一	七、四三一	三、八五五	五、三七四	六、七一八	二、九〇七	三、八二三	四、六一七
一千人以上二千人未満	五、五六一	七、五五三	九、三一三	五、一四九	六、八八五	八、四二一	三、七二七	四、六三三	五、四三七
二千人以上三千人未満	六、七二四	八、九六五	一〇、九四五	六、二一三	八、一六六	九、八九四	四、六五九	五、七四五	六、七一一
三千人以上五千人未満	八、四四七	一〇、九三七	一三、一三七	七、七九七	九、九六七	一一、八八七	六、〇五一	七、三一八	八、四四五
五千人以上一万人未満	一〇、六四三	一三、六三一	一六、二七一	九、八一五	一二、四一九	一四、七二三	七、五三三	八、九七一	一〇、二五九
一万人以上一万五千人未満	一三、九八二	一七、七一七	二一、〇一七	一二、八七七	一六、一一三	一九、〇一三	九、九〇七	一一、七一七	一三、三一七
一万五千人以上二万人未満	一九、四三三	二四、九一二	二九、七五一	一七、八五五	二二、六二九	二六、八五三	一三、六六七	一六、三八二	一八、七九七
二万人以上	二五、二七七	三一、七四七	三九、三四七	二三、一八七	二九、六九七	三五、四五七	一七、四二七	二一、〇四七	二四、二六七

同條第二項の表を次のように改める。

投票区の選挙人数＼投票日＼区市町村	区 平日	区 土曜日	区 日曜日又は休日	市 平日	市 土曜日	市 日曜日又は休日	町村 平日	町村 土曜日	町村 日曜日又は休日
五百人未満	一、八一八円	三、三一三円	四、六三三円	一、五八四円	二、八八六円	四、〇三八円	八八八円	一、六一三円	二、三五六円
五百人以上一千人未満	二、一二一	三、八六四	五、四〇四	一、八四八	三、三六七	四、七一二	一、一一〇	二、〇一五	二、八二〇
一千人以上二千人未満	二、四二四	四、四一六	六、一七六	二、一一三	三、八四八	五、三八四	一、一一〇	二、〇一五	二、八二〇
二千人以上三千人未満	二、七二七	四、九六八	六、九四八	二、三七六	四、三三九	六、〇五七	一、三三三	二、四一八	三、三八四
三千人以上五千人未満	三、〇三〇	五、五二〇	七、七二〇	二、六四〇	四、八一〇	六、七三〇	一、五五四	二、八二二	三、九四八
五千人以上一万人未満	三、六三六	六、六二四	九、二六四	三、一六八	五、七七二	八、〇七六	一、七七六	三、二二四	四、五一二
一万人以上一万五千人未満	四、五四五	八、二八〇	一一、五八〇	三、九六〇	七、二一五	一〇、〇九五	二、二二〇	四、〇三〇	五、六四〇
一万五千人以上二万人未満	六、六六六	一二、一四四	一六、九八四	五、八〇八	一〇、五八二	一四、八〇六	三、三三〇	六、〇四五	八、四六〇
二万人以上	九、〇九〇	一六、五六〇	二三、一六〇	七、九二〇	一四、四三〇	二〇、一九〇	四、四四〇	八、〇六〇	一一、二八〇

同條第三項中「九百四円」を「千五百三十四円」に、「八百円」を「千三百三十六円」に、「六百九十六円」を「千百二十円」に改め、同條第五項中「四級地にあつては三百六十円」の下に「、五級地にあつては六百円」を加え、「百八十円」を「三百円」に、「二百二十五円」を「三百七十五円」に、「二百七十円」を「四百五十円」に、「三百十五円」を「四百九十円」に、「三百六十円」を「五百二十五円」に改める。

同條第六項の表を次のように改める。

投票区の選挙人数＼区市町村	区	市	町村
五百人未満		三二五円	二二五円
五百人以上一千人未満		三七五	二七五
一千人以上二千人未満		四二五	二七五
二千人以上三千人未満		四七五	三二五
三千人以上五千人未満		五二五	三七五
五千人以上一万人未満		六二五	四二五
一万人以上一万五千人未満		七七五	五二五
一万五千人以上二万人未満		一、一二五	七七五
二万人以上		一、五二五	一、〇二五

第五條第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数＼区市町村	区	市	町村
一千人未満	四、九一二円	四、五八二円	三、五五一円
一千人以上二千人未満	五、七四八	五、三三六	三、九八八
二千人以上三千人未満	七、八七二	七、二五四	五、二三二
三千人以上五千人未満	一〇、三八四	九、五六二	七、〇六三
五千人以上一万人未満	一三、五二四	一二、四三六	九、一七三
一万人以上一万五千人未満	一七、四三一	一五、九六四	一一、五八五
一万五千人以上二万人未満	二〇、五七〇	一八、八七〇	一三、九五九
二万人以上三万人未満	二三、六六八	二一、六八二	一五、九七七
三万人以上	三〇、〇三二	二七、四九八	二〇、四一二

同條第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数＼区市町村	区	市	町村
一千人未満	二、四三〇円	二、一二〇円	一、二三九円
一千人以上二千人未満	二、九一六	二、五四四	一、四一六
二千人以上三千人未満	四、三七四	三、八一六	二、一二四
三千人以上五千人未満	五、三四六	四、六六四	二、六五五
五千人以上一万人未満	六、八〇四	五、九三六	三、三六三
一万人以上一万五千人未満	八、九九一	七、八四四	四、四二五
一万五千人以上二万人未満	九、七二〇	八、四八〇	四、七七九
二万人以上三万人未満	一一、一七八	九、七五二	五、四八七
三万人以上	一三、一二三	一一、四四八	六、三七二

同條第三項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数＼開票日＼区市町村	区 平日（土曜日を含むものとする。）	区 日曜日又は休日	市 平日（土曜日を含むものとする。）	市 日曜日又は休日	町村 平日（土曜日を含むものとする。）	町村 日曜日又は休日
一千人未満	二、四三〇円	二二〇円	二、一二〇円	二〇〇円	一、二三九円	一一二円
一千人以上二千人未満	二、九一六	二六四	二、五四四	二四〇	一、四一六	一二八
二千人以上三千人未満	四、三七四	三九六	三、八一六	三六〇	二、一二四	一九二
三千人以上五千人未満	五、三四六	四八四	四、六六四	四四〇	二、六五五	二四〇
五千人以上一万人未満	六、八〇四	六一六	五、九三六	五六〇	三、三六三	三〇四
一万人以上一万五千人未満	八、九九一	八一四	七、八四四	七四〇	四、四二五	四〇〇
一万五千人以上二万人未満	九、七二〇	八八〇	八、四八〇	八〇〇	四、七七九	四三二
二万人以上三万人未満	一一、一七八	一、〇一二	九、七五二	九二〇	五、四八七	四九六
三万人以上	一三、一二三	一、一八八	一一、四四八	一、〇八〇	六、三七二	五七六

同條第四項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数 ＼ 開票日 ＼ 区市町村	区 日曜日又は休日	市 日曜日又は休日	町村 日曜日又は休日
一千人未満	二、二二〇円	一、九二〇円	一、一二七円
一千人以上二千人未満	二、六五三	二、三〇四	一、三八八
二千人以上三千人未満	三、九七八	三、四五六	一、九三二
三千人以上五千人未満	四、八六二	四、二二四	二、四一五
五千人以上一万人未満	六、一八八	五、三七六	三、〇五九
一万人以上一万五千人未満	八、一七七	七、一〇四	四、〇二五
一万五千人以上二万人未満	八、八四〇	七、六八〇	四、三四七
二万人以上三万人未満	一〇、一六六	八、八三二	四、九九一
三万人以上	一一、九三四	一〇、三六八	五、七九六

同條第六項中「六百六十六円」を「七百五十円」に改める。

第六條第一項中「十一万二千八百円」を「十二万五千六百四十八円」に改め、同條第二項中「四十二万八千四百四十六円」を「五十四万八千六百二十六円」に改める。

同條第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会 ＼ 選挙会又は選挙分会が開かれる地	区	市町村
衆議院議員選挙会	一二、一三五円	一〇、五七八円
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	二七、一九五	二三、七〇六

同條第四項中「四級地にあつては一万二千六百円」の下に「、五級地にあつては二万一千円」を加え、「六千三百円」を「一万五百円」に、「七千八百七十五円」を「一万三千百二十五円」に、「九千四百五十円」を「一万五千七百五十円」に、「一万一千二十五円」を「一万七千六十五円」に、「一万二千六百円」を「一万八千三百七十五円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

都道府県の世帯数 ＼ 地域又は候補者数 ＼ 選挙	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙		参議院全国選出議員選挙				
	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	候補者数 百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人未満	三百人以上
(一) 十万以上二十万未満	円 銭 —	円 銭 六、八九	円 銭 七、七四	円 銭 九、四二	円 銭 一一、一三	円 銭 一三、七五	円 銭 一四、三七
(二) 二十万以上三十万未満	—	六、四六	七、四九	九、一二	一〇、八三	一三、三〇	一四、一七
(三) 三十万以上四十万未満	—	六、二三	七、二九	八、八六	一〇、五七	一三、二四	一三、七八
(四) 四十万以上五十万未満	六、〇五	六、〇四	六、九九	八、六〇	一〇、四〇	一一、九四	一三、五一
(五) 五十万以上七十万未満	五、八七	五、八六	六、七七	八、三九	一〇、一二	一一、七三	一三、二五
(六) 七十万以上百万未満	五、一一	五、一〇	六、五七	八、一九	九、八六	一一、四三	一三、九四
(七) 百万以上	四、四二	四、四二	六、五二	八、一八	九、八五	一一、四二	一三、九三

第八條の表を次のように改める。

候補者数 ＼ 選挙	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
十四人未満	一、八七〇円	—円
十四人以上二十七人未満	二、二三〇	—
二十七人以上百人未満	一三、一三〇	五四
百人以上百五十人未満	—	七二
百五十人以上二百人未満	—	八八
二百人以上二百五十人未満	—	一〇四
二百五十人以上三百人未満	—	一二〇
三百人以上三百五十人未満	—	一三六
三百五十人以上	—	一五二

第九條第一項の表を次のように改める。

演説会場の施設の坪数 ＼ 開催の時 ＼ 区市町村	区 昼間（午前八時三十分から午後五時までをいうものとする。以下同じ。）	区 夜間（午後五時から翌日の午前八時三十分までをいうものとする。以下同じ。）	市 昼間	市 夜間	町村 昼間	町村 夜間
五十坪未満	四九〇円	九五四円	四七〇円	八八一円	四四〇円	七九二円
五十坪以上百坪未満	四九〇	九六三	四七〇	八九〇	四四〇	八〇一
百坪以上百五十坪未満	四九〇	一、〇〇三	四七〇	九二九	四四〇	八四〇
百五十坪以上	四九〇	一、〇八一	四七〇	一、〇〇八	四四〇	九一九

同條第二項中「二百四十四円」を「四百十四円」に、「二百十六円」を「三百六十一円」に、「百二十五円」を「二百二円」に改める。

同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とし、同條第七項中「四級地にあつては百四十四円」の下に「、五級地にあつては二百四十円」を加え、「七十二円」を「百二十円」に、「九十円」を「百五十円」に、「百八円」を「百八十円」に、「百二十六円」を「百九十五円」に、「百四十四円」を「二百十円」に改め、同項を同條第六項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 演説会が土曜日の午後（土曜日の昼間で午後零時三十分以降をいうものとする。以下同じ。）又は日曜日若しくは休日の昼間に行われる場合の基本額は、夜間の基本額によるものとする。

第九條の次に次の二條を加える。

（個人演説会立札費）

第九條の二 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の個人演説会の会場を表示する立札一箇の経費の額は、三百円とする。

（個人演説会告知用ポスター費）

第九條の三 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙において候補者が使用する個人演説会の告示のためのポスターの経費の額は、候補者一人について四千四百円とする。

第十條第一項の表を次のように改める。

施設 ＼ 演説会開催の時 ＼ 演説会開催の日 ＼ 区市町村		区 平日	区 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	市 平日	市 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	町村 平日	町村 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日
学校	昼間	一、二九五円	二、三九八円	一、二七五円	二、三三七円	一、二四五円	二、〇五一円
学校	夜間	二、五七五	二、五七五	二、四一四	二、四一四	二、三三八	二、三三八
学校以外	昼間	三、二九五	四、三九八	三、二七五	四、三三七	三、二四五	四、〇五一
学校以外	夜間	四、五七五	四、五七五	四、四一四	四、四一四	四、三三八	四、三三八

同條第二項を次のように改める。

2 立会演説会が勤務地手当を支給する地域において行われる場合においては、区

にあつては千百三円、市にあつては九百六十二円、町村にあつては八百六円に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。但し、平日の昼間（土曜日の午後を除く。）に行われる場合においては、この限りでない。

同條第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

第十二條を次のように改める。

（ポスター用紙費）

第十二條　参議院全国選出議員の選挙において候補者が使用するポスター用紙の経費の額は、候補者一人について一万三千三百円とする。

2　参議院地方選出議員の選挙において候補者が使用するポスターの経費の額は、候補者一人について千四百円とする。但し、当該選挙区の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合においては、その一を増すごとに七百円を加算する。

第十三條第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上百万人未満	百万人以上百五十万人未満		百五十万人以上二百万人未満		二百万人以上三百万人未満		三百万人以上
			大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県	
金額	二、五五〇、七一五円	三、一五三、四四四円	四、三八〇、六四四円	四、三三六、一九三円	六、二二三、八二二円	六、一四五、五三三円	八、二二三、八二二円	八、一四五、五三三円	一四、八六六、〇四〇円

二　都道府県の支庁又は地方事務所　二四四、七七〇円

三　大都市　七七一、五三〇円

四　区

選挙人の数	五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	三〇九、二五六円	四二八、四二六円	五九一、一七六円	七七六、四〇六円

五　市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	一四二、六八三円	二五五、二四九円	三五八、三三三円	五三九、三〇三円	七三三、三三三円

六　町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
金額	一三、九七二円	一五、五二一円	二三、一一六円	三五、三九三円	五〇、七六三円	六六、〇一三円	八七、〇五四円

同條第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上百万人未満	百万人以上百五十万人未満		百五十万人以上二百万人未満		二百万人以上三百万人未満		三百万人以上
			大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県	
金額	一九五、二八五円	二三八、〇二四円	二九九、二一四円	二六〇、七六三円	三三六、七八一円	二九三、五〇三円	三三六、七八一円	二九三、五〇三円	四六四、六〇〇円

二　都道府県の支庁又は地方事務所　八五、八六五円

三　大都市　二二一、七一〇円

四　区　一二四、二八六円

五　市

同條第三項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上百万人未満	百万人以上百五十万人未満		百五十万人以上二百万人未満		二百万人以上三百万人未満		三百万人以上
			大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県	
金額	一五、四〇〇円	一七、三二五円	二三、〇五〇円	一九、二五〇円	二四、二五五円	二一、一七五円	二四、二五五円	二一、一七五円	三九、六九〇円

二　都道府県の支庁又は地方事務所　七、七〇〇円

三　大都市　二四、二五五円

四　区　六、六一五円

五　市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	一、一五五円	一、九二五円	三、八五〇円	五、七七五円	五、七七五円

六　町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
金額	—円	—円	—円	六四四円	九六六円	九六六円	九六六円

同條第四項中「二千百六十円」を「三千六百円」に、「千八十円」を「千八百円」に改め、同項但書の表を次のように改める。

地域＼都道府県市町村等	都道府県	都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村
一級地	四、五〇〇円	二、二五〇円
二級地	五、四〇〇	二、七〇〇
三級地	五、八五〇	二、九五〇
四級地	六、三〇〇	三、一五〇
五級地	七、二〇〇	三、六〇〇

同條に次の一項を加える。

6　選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に十五万人をこえる数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

第十四條第一項の表中「五〇〇」を「一、〇〇〇」に、「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改める。

第十七條に次の二項を加える。

2　前項の規定の適用については、参議院地方選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院全国選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合における選挙会経費又は選挙分会経費の基本額は、二十八万一千三百四十三円とする。

3　参議院地方選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院全国選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合における第六條第三項の規定の適用については、同項の表中「二七、一九五」とあるのは「一六、五七六」と、「二二、七〇六」とあるのは「一四、四四八」とする。

第十九條中「市の区域」を「市若しくは区の区域」に改める。

第二十條の見出し中「及び世帯数」及び同條第二項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第四條から第六條まで、第九條、第十條、第十三條、第十四條、第十七條、第十九條及び第二十條の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、昭和二十七年一月一日から適用し、第七條、第八條、第九條の二、第九條の三及び第十二條の改正規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律公布の日の後はじめて行われる衆議院議員の総選挙から、

参議院議員の選挙については同年九月一日から施行する。

2 昭和二十七年一月一日から第七條の改正規定施行の日までの間に行われる国会議員の選挙については、同條の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

選挙／地域又は候補者数	都道府県の世帯数	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙：都及び大都市のある府県	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙：その他の道及び県	参議院全国選出議員選挙 候補者数：百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人未満	三百人以上
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(一)	十万以上二十万未満	—	四、六八	七、七四	九、四二	一一、一三	一三、七五	一四、三七
(二)	二十万以上三十万未満	—	四、三五	七、四九	九、一二	一〇、八三	一三、三〇	一四、一七
(三)	三十万以上四十万未満	—	四、一六	七、二九	八、八六	一〇、五七	一三、二四	一三、七八
(四)	四十万以上五十万未満	四、〇三	四、〇三	六、九九	八、六〇	一〇、四〇	一二、九四	一三、五一
(五)	五十万以上七十万未満	三、八九	三、八八	六、七七	八、三九	一〇、一二	一二、七三	一三、二五
(六)	七十万以上百万未満	三、二〇	三、一九	六、五七	八、一九	九、八六	一二、四三	一三、九四
(七)	百万以上	二、五三	二、五三	六、五二	八、一八	九、八五	一二、四二	一三、九三

3 昭和二十七年一月一日から第八條の改正規定施行の日までの間に行われ又は行われる国会議員の選挙については、同條の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

選挙／候補者数	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
十四人未満	三一六円	—円
十四人以上二十七人未満	三三二	—
二十七人以上／百人未満	三四八	五四
百人以上百五十人未満	—	七二
百五十人以上二百人未満	—	八八
二百人以上二百五十人未満	—	一〇四
二百五十人以上三百人未満	—	一二〇
三百人以上三百五十人未満	—	一三六
三百五十人以上	—	一五二

4 昭和二十七年一月一日から、この法律公布の日の後はじめて行われる衆議院議員の総選挙までの間に行われる衆議院議員の選挙及び昭和二十七年八月三十一日までの間に行われる参議院議員の選挙については、候補者が使用するポスター用紙の経費の額は、候補者一人についてそれぞれ左の各号に掲げる額とする。但し、参議院地方選出議員の選挙にあつては、当該選挙区の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合においては、その一を増すごとに七百円を加算する。

一 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の候補者　二千円

二 参議院全国選出議員の選挙の候補者　一万三千三百円

5 第五條第一項及び第六項、第六條第一項及び第二項並びに第十三條第一項の改正規定を昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に行われた国会議員の選挙に適用する場合においては、これらの規定の定める経費の額に含まれる旅費のうち不要分を減額するものとする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第三百十号（昭二七、八、一八）

◉地方制度調査会設置法

（目的）

第一條 この法律は、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする。

（設置及び所掌事務）

第二條 内閣総理大臣の諮問に応じ、前條の目的に従つて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八條第一項の規定に基き、総理府の附属機関として、地方制度調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

（組織）

第三條 調査会は、委員五十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

（会長及び副会長）

第四條 調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第五條 会長は、必要に応じ、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

3 部会所属の委員は、会長が指名する。

（委員及び臨時委員）

第六條 委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（雑則）

第七條 この法律に定めるものを除く外、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條の表中

「

選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。

」を

「

地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。

」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第三百十一号（昭二七、八、二五）

◉国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法

（目的）

第一條 この法律は、国立病院（厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第十五條に規定する国立病院をいう。以下同じ。）として経営されている医療機関を、地方公共団体又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一條に規定する公的医療機関（地方公共団体の開設する病院及び診療所を除く。以下「公的医療機関」という。）の設置者（以下「地方公共団体等」と総称する。）の開設する医療機関として、当該地方公共団体等に移譲するため、当分の間、当該国立病院の用に供されている資産等の譲渡等に関する特別の措置を講ずることを目的とする。

（地方公共団体等への国有財産等の譲渡の特例）

第二條 政府は、地方公共団体等に国立病院として経営されている医療機関を移譲しようとするときは、当該国立病院の用に供されている第一号及び第二号に掲げる資産並びに当該国立病院の経営に因り生じた第三号に掲げる資産については、当該各号に掲げる価額により、これを当該地方公共団体等に譲渡することができる。

一　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する国有財産　時価の七割を減額した価額

二　動産（前号に掲げる資産を除く。）時価の五割を減額した価額。但し、自動車及び薬品、食糧品、筆、紙、墨等の消耗品については、時価とする。

三　未収金債権　その債権額の三分の一以内を減額した価額

（未収金債権の譲渡の通知）

第三條 政府は、前條の規定により未収金債権を譲渡した場合における債務者に対する通知を、官報に公告してすることができる。

2　前項の規定による公告があつたときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七條第一項の規定にかかわらず、当該債務者に対する通知があつたものとみなす。

（資産の引渡の特例）

第四條 政府は、第一條の規定により資産を譲渡する場合においては、国有財産法第三十一條第一項本文の規定にかかわらず、当該資産の対価の納付前に当該資産を引き渡すことができる。

（物納）

第五條 地方公共団体は、第二條の規定により譲渡を受けた同條第一号及び第二号に掲げる資産の対価を、政令で定めるところにより、その発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

（延納）

第六條 政府は、公的医療機関の設置者が第二條の規定により同條第一号及び第二号に掲げる資産の譲渡を受けた場合において、当該公的医療機関の設置者がその譲渡を受けた資産の対価を一時に支拂うことが困難であると認めたときは、国有財産法第三十一條第一項の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して十年以内の延納の特約をすることができる。

2　前項の規定により延納の特約をしようとするときは、厚生大臣は、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3　厚生大臣は、第二條の規定により公的医療機関に譲渡した同條第一号及び第二号に掲げる資産について、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該公的医療機関の設置者の行う当該資産の管理が適当でないと認めるときは、直ちにその特約を解除しなければならない。

（譲渡資産の対価の経理）

第七條 政府は、第二條の規定により譲渡した資産の対価を、国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第百九十号）第四條の規定により、国立病院特別会計の歳入として経理するものとする。

（資産の所属替等）

第八條 政府は、医療施設の用に供するため取得した、又は医療施設の用に供されている第二條第一号及び第二号に掲げる資産を医療施設の用に供するため、一般会計と国立病院特別会計との間において、所属替又は所管換をしようとするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、当該会計間において無償として整理することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に国立病院に勤務する職員で恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員であるものが、当該国立病院として経営されている医療機関の都道府県への移譲に伴い、昭和二十九年三月三十一日までに、引き続き都道府県の職員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除く外、同條の規定を準用する。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第三百十二号（昭二七、九、二二）

◉伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律（衆法）

伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三條を第四條とし、第二條の次に次の一條を加える。

（観光温泉資源の保護）

第三條 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、條例の定めるところにより、伊東市の区域内における鉱物の掘採、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼす虞のあるもの（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三條第一項及び第八條第一項に規定する土地の掘さく及び増掘を除く。）を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

2　伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、前項に掲げる行為のうち鉱業又は採石業に関するものについて、同項の禁止又は制限をしようとするときは、あらかじめ、東京通商産業局長の同意を得なければならない。

3　第一項の禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、伊東市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、伊東市の住民の投票に付するものとする。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約
第三條に基く行政協定及び交換公文

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定

前文

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百五十一年九月八日に、日本国内及びその附近における合衆国の陸軍、空軍及び海軍の配備に関する規定を有する安全保障條約に署名したので、

また、同條約第三條は、合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する條件は両政府間の行政協定で決定すると述べているので、

また、日本国及びアメリカ合衆国は、安全保障條約に基く各自の義務を具体化し、且つ、両国民間の相互の利益及び敬意の緊密なきずなを強化する実際的な行政取極を締結することを希望するので、

よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、次に掲げる條項によりこの協定を締結した。

第一條

この協定において、

(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。

(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に在留する者及び第十四條1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国民とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。

(1) 配偶者及び二十一才未満の子
(2) 父母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二條

1 日本国は、合衆国に対し、安全保障條約第一條に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。個個の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六條に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

2 日本国及び合衆国は、いずれか一方の当事者の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が射撃場及び演習場のような施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国の当局及び国民は、それを臨時に使用することができる。但し、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき射撃場及び演習場のような施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第三條

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する。合衆国は、また、前記の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛及び管理のため前記の施設及び区域への出入の便を図るのに必要な権利、権力及び権能を有する。本條で許與される権利、権力及び権能を施設及び区域外で行使するに当つては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。

2 合衆国は、前記の権利、権力及び権能を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては行使しないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、相互の取極により解決しなければならない。一時的の措置として、合衆国軍隊は、この協定が効力を生ずる時に留保している電力、設計、放射の型式及び周波数の電子装置を日本側からの放射による妨害を受けないで使用する権利を有する。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を拂つて行わなければならない。

第四條

1 合衆国は、この協定の期間満了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当つて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の期間満了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国が日本国との特別取極に基いて行う建設には適用しない。

第五條

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航

されるものは、入港料又は着陸料を課せられないで日本国の港又は飛行場に出入する権利を與えられる。この協定による免除を與えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機に積載されているときは、日本国の当局に通告を與えなければならず、それらの貨物又は旅客は、日本国の法令に従つて入国させなければならない。

2　1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域に出入し、それらの間を移動し、並びにそれらの施設及び区域と日本国の港との間を移動する権利を與えられる。

3　1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。前記の船舶は、強制水先を免除される。但し、水先人を使用したときは、相当な料率で水先料を支拂わなければならない。

第六條

1　すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、且つ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、相互の取極によつて定める。

2　合衆国軍隊が使用する施設及び区域並びにそれらに隣接する領水又はそれらの近傍に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならず、且つ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七條

合衆国軍隊は、日本国政府の各省各庁に当時適用されている條件よりも不利でない條件で、日本国政府に属し、又は日本国政府によつて管理され、若しくは規制されるすべての公益事業及び公共の役務を利用する権利並びにその利用における優先権を享有する権利を有する。

第八條

日本国政府は、現行の手続で、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。但し、その手続は、随時に両政府間で合意されるべき変更又は日本国が国際民間航空機関若しくは世界気象機関の加盟国となつた結果として生ずべき変更を受けるものとする。

(a)　地上及び海上からの気象観測（「X」及び「T」という位置にある気象観測船からの観測を含む。）

(b)　気象資料（中央気象台の定期的概報及び過去の資料を含む。）

(c)　航空機の安全且つ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務

(d)　地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第九條

1　合衆国は、この協定の目的のため合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族であつて日本国に入れる権利を有するものとみなしてはならない。

2　合衆国軍隊の構成員は、日本国の旅券及び査証に関する法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。但し、日本国の領域に永久的な居所又は住所を有する権利を取得するものとみなしてはならない。

3　合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当つては、次の文書を携行しなければならない。

(a)　氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) 合衆国軍隊の構成員としての個人の身分又は集団の地位及び命令された旅行を証明する個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携行しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携行し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当つて又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。

5 本條1に基いて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者が前記の入国の権利を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局に通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

第十條

1 日本国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとする。

2 合衆国軍隊及び軍属の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される條件と同一の條件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十一條

1 この協定中に規定がある場合を除く外、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとする。

2 合衆国軍隊及び軍属の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される條件と同一の條件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十一條

1 この協定中に規定がある場合を除く外、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国の税関当局によつて執行される法令に服するものとする。

2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五條に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用すべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五條に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は前記の軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、且つ、これらの者の私用に供せられる財産には、関税その他の課徴金を課する。但し、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

(a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際携行する私用のための携帯品

(b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入されるような種類の相当量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

4 2及び3で與える免除は、物品の輸入の場合のみに適用するものとし、輸入の際税関当局が徴収する関税及び内国消費税が既に徴收された物品を購入する場合にその関税及び内国消費税を拂いもどすものと解してはならない。

5 税関検査は、次の場合には行わないものとする。

(a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊又は合衆国軍隊の構成員

(b) 公用の封印がある公文書

(c) 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物及び合衆国政府の船荷証券により船積される軍事貨物

6 日本国及び合衆国の当局が相互に合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、関税の免除を受けて日本国に輸入された物品は、関税の免除を受けて当該物品を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

7 2及び3に基いて関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物品は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。

8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

9 (a) 日本国政府の税関当局により執行される法令に対する違反行為を防止するため、日本国の当局及び合衆国軍隊は、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて行われ、又は税関当局に代つて行われる差押を受けるべき物件が税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 日本国政府の関税又は財政に関する法令に対する違反行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えた合衆国軍隊に属する車両及び物件は、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第十二條

1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行う者の選択に関する制限を受けないで契約する権利を有する。

2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは、日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書によつて日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本国の次の租税を免除される。

(a) 物品税

(b) 通行税

(c) 揮発油税

(d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書によつて、物品税及び揮発油税を免除される。本條に特に掲げない日本国の現行の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の相当な且つ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、両政府は、本條の目的に合致する免除又は救済を与えるための手続について合意するものとする。

4 合衆国軍隊又は軍属の現地の労務に対する需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税及び社会保障のための納付金の源泉徴収及び納付の義務並びに、別に相互に合意される場合を除く外、賃金及び諸手当に関する條件のような雇用及び労働の條件、労働者の保護のための條件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6　軍属は、雇用の條件に関して日本国の法令に服さない。

7　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入に関して日本国の法令に基いて課せられる租税その他類似の公課の免除を本條により享有することはない。

8　日本国及び合衆国の当局が相互に合意する條件に従つて処分を認める場合を除く外、3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物品は、当該租税の免除を受けて当該物品を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三條

1　合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において所有し、使用し、又は移転する財産について租税その他類似の公課を課せられない。

2　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者の合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは第十五條に定める諸機関による雇用の結果として受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の徴税機関に対して日本国の租税を納付する義務を負わない。本條の規定は、前記の個人に対し、日本国の源泉から発生する所得についての日本国の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税に関し日本国に居所を有することを援用する合衆国市民に対し、所得についての日本国の租税の納付を免除するものではない。前記の者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本国の税法の適用上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあるという理由のみによつて日本国に所在する有体又は無体の動産の所有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転について、日本国における課税を免除される。但し、この免除は、投資のため若しくは事業を行うため日本国において所有される財産又は日本国において登録さ

れた無体財産権には適用しない。本條の規定は、私有車両による道路の使用に関して納付すべき租税の免除を與える義務を定めるものではない。

第十四條

1　通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基いて組織された法人を含む。）及びその被用者で合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあるものは、本條に規定がある場合を除く外、日本国の法令に服さなければならない。

2　前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を與えられるものとする。

(a)　第五條2に定める出入及び移動の権利
(b)　第九條の規定による日本国への入国
(c)　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一條3に定める関税その他の課徴金の免除
(d)　合衆国政府により認められたときは、第十五條に定める諸機関の役務を利用する権利
(e)　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九條2に定めるもの
(f)　合衆国政府により認められたときは、第二十條に定めるところにより軍票を使用する権利
(g)　第二十一條に定める郵便施設の利用
(h)　雇用の條件に関する日本国の法令の適用からの除外

3　前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通知しなければならない。

4　前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ所有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）

については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本国の租税その他類似の公課を課せられない。

5　前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあるという理由のみによつて日本国に所在する有体又は無体の動産の所有、使用、死亡による移転又はこの協定に基いて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転について、日本国における課税を免除される。但し、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行うため日本国において所有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。本條の規定は、私有車両による道路の使用に関して納付すべき租税の免除を與える義務を定めるものではない。

6　1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基いて発生する所得については、日本国政府又は日本国にあるその他の徴税機関に対して所得税又は法人税を納付する義務を負わない。6の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から発生する所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税に関し日本国に居所を有することを援用する前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本国の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の課税上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

7　日本国の当局は、本條1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法律によつて罰すべきものに関して裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、合衆国の軍当局にできるだけすみやかに通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、前記の者に対し、合衆国の法律によつて與えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五條

1(a)　合衆国の軍当局が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の用に供するため、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に設置することができる。この協定中に特別の規定がある場合を除く外、前記の諸機関は、日本国の規制、免許、手数料、租税その他類似の管理に服さないものとする。

(b)　合衆国の軍当局が公認し、且つ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本国の規制、免許、手数料、租税その他類似の管理に服するものとする。

2　前記の諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除く外、日本国の租税を課さない。但し、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本国の租税を課する。

3　日本国及び合衆国の当局が相互に合意する條件に従つて処分を認める場合を除く外、前記の諸機関が販売する物品は、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。

4　所得税及び社会保障のための納付金の源泉徴収及び納付に関する義務並びに、別に相互に合意される場合を除く外、賃金及び諸手当に関する條件のような雇用及び労働の條件、労働者の保護のための條件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

5　本條に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六條

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に、政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七條

1　千九百五十一年六月十九日にロンドンで署名された「軍隊の地位に関する北大西洋條約当事国間の協定」が合衆国について

効力を生じたときは、合衆国は、直ちに、日本国の選択により、日本国との間に前記の協定と同様の刑事裁判権に関する協定を締結するものとする。

2　1に掲げる北大西洋條約協定が合衆国について効力を生ずるまでの間、合衆国の軍事裁判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族（日本の国籍のみを有するそれらの家族を除く。）が日本国内で犯すすべての罪について、専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有する。この裁判権は、いつでも合衆国が放棄することができる。

3　2に定める裁判権が行われる間は、次の規定を適用する。

(a)　日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外において、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を犯罪の既遂又は未遂について逮捕することができる。しかし、逮捕した場合には、逮捕された一又は二以上の個人を直ちに合衆国軍隊に引き渡さなければならない。合衆国軍隊の裁判権からのがれ、且つ、施設及び区域外の場所で発見された者は、要請に基いて、日本国の当局が逮捕し、且つ、合衆国の当局に引き渡すことができる。

(b)　合衆国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設又は区域内において、専属的逮捕権を有する。日本国の裁判権に服する者で前記の施設又は区域内で発見されたものは、要請に基いて、日本国の当局に引き渡すものとする。

(c)　合衆国の当局は、前記の施設又は区域の近傍で、当該施設又は区域の安全に対する犯罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続に従つて逮捕することができる。前記の者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものは、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

(d)　3(C)の規定に従うことを條件として、施設及び区域外における合衆国軍隊の軍事警察の活動は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の秩序及び紀律の維持並びにこれらの者の逮捕のため必要な範囲内に限定される。

(e)　日本国及び合衆国の当局は、それぞれの裁判所における刑事上の捜査その他の手続のため証人及び証拠を提供することについて相互に援助しなければならない。何人も自己に対する刑事裁判権を有しない裁判所に対する裁判所侮辱、偽証又は審判妨害を行つたときは、これを犯した者に対する裁判権を有する裁判所は、その者が当該裁判所に対してこれらの罪を犯したものとみなしてその者を裁判するものとする。

(f)　合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を日本国から退去させる専属的権利を有する。合衆国は、日本国政府が正当な事由により前記のいずれかの者の退去を要請するときは、その要請に好意的考慮を與えるものとする。

(g)　日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内にある者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について捜索又は差押を行う権利を有しない。合衆国の当局は、日本国の当局の要請があつたときは、その権限の範囲内で前記の捜索及び差押を行い、且つ、その結果について日本国の当局に通知することを約束する。前記の財産（合衆国政府が所有し、又は使用する財産を除く。）に関する判決があつた場合には、合衆国は、日本国の当局にこれを判決に従つて処分するため引き渡すものとする。日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外で、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の身体又は財産について捜索又は差押を行う権利を有しない。但し、本條3(a)に従つて逮捕することができる者に関する場合及び前記の捜索が日本国の裁判権の下にある犯人の逮捕のため必要とされる場合は、この限りでない。

(h)　死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑の刑を規定していない場合には、合衆国軍隊が日本国内で執行してはならない。

4　合衆国は、合衆国の軍事裁判所及び当局が、日本国の法令に違反するすべての罪で合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国内で犯したと認められることについて充分な証拠があるものを裁判し、且つ、有罪の判決をしたときは、処

罰する意思及び能力を有すること並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が犯したと認められる罪で、日本国の当局が通告するもの又は合衆国の軍事裁判所及び当局が発見するものを捜査し、且つ、正当に処理する意思及び能力を有することを約束する。合衆国政府は、更に、4に基いて生ずるすべての事件について合衆国の軍事裁判所が行つた処分を日本国の当局に通告することを約束する。合衆国は、4に基いて生ずる事件で日本国政府がそれに対する合衆国の裁判権の放棄を特に重要と認めるものについて、日本国の当局がその放棄を要請するときは、この要請に好意的考慮を與えなければならない。

5 日本国が1に掲げる選択をしなかつた場合には、2以下に定める裁判権は、引き続き行われるものとする。前記の北大西洋條約協定がこの協定の効力発生の日から一年以内に効力を生じなかつた場合において、日本国政府の要請があつたときは、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国で犯した罪に対する裁判権の問題を再考慮するものとする。

第十八條

1 (a) 各当事者は、その軍隊の構成員又はその文民たる政府職員が公務の執行に従事している間に日本国において被つた負傷又は死亡については、その負傷又は死亡が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる職員によるものであるときは、他方の当事者の軍隊の構成員及び文民たる政府職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

(b) 各当事者は、日本国において所有する財産に対する損害については、その損害が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

3 契約による請求を除く外、公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、非戦闘行為に伴つて生じ、且つ、日本国において第三者に負傷、死亡又は財産上の損害を與えたものから生ずる請求は、日本国が次の規定に従つて処理するものとする。

(a) 請求は、請求が生じた日から一年以内に提起するものとし、日本国の被用者の行動から生ずる請求に関する日本国の法令に従つて審査し、且つ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求も解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支拂は、日本国が円でする。

(c) 前記の支拂（解決によつてされたものであると日本国の管轄裁判所による事件の裁判によつてされたものであるとを問わない。）又は支拂を認めない日本国の管轄裁判所による最終の裁判は、拘束力を有する最後的のものとする。

(d) 前諸号に従い請求を満足させるために要した費用は、両国政府が合意する條件で分担する。

(e) 日本国が3に従つて承認した又は承認しなかつたすべての請求の明細及び各事件についての認定並びに日本国が支拂つた額の明細は、定められるべき手続に従つて、合衆国が支拂うべき分担額に対する弁償の要請とともに、合衆国に定期的に送付する。この弁償は、できるだけすみやかに円で行わなければならない。

4 各当事者は、前諸項の実施に当り、その人員が公務の執行に従事していたかどうかを決定する第一次の権利を有する。この決定は、当該請求が提起された後できるだけすみやかに行わなければならない。他方の当事者がこの決定に同意しなかつたときは、その当事者は、この協定の第二十六條の規定に基いて協議のためにその問題を合同委員会に付託することができる。

5 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する請求は、次の方法で処理するものとする。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平且つ公正に請求を審

査し、及び請求人に対する補償金を査定し、且つ、その事件に関する報告書を作成する。

(b) 報告書は、合衆国の当局に交付されるものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰しや料の支拂を申し出るかどうかを決定し、且つ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰しや料の支拂の申出があつた場合において、請求人がその請求の完全な弁済としてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、自ら支拂をし、且つ、その決定及び支拂つた額を日本国の当局に通知する。

(d) 5のいかなる規定も、請求の完全な弁済として支拂が行われたのではない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴を受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

6 (a) 合衆国軍隊の構成員及び文民たる被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、3に掲げる請求に関しては、日本国において訴を提起されることがないが、その他のすべての種類の事件については、日本国の裁判所の民事裁判権に服する。

(b) 合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に日本国の法律に基き強制執行を行うべき私有の動産（合衆国軍隊が使用する動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基き、それらの財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。

(c) 合衆国の当局は、日本国の裁判所における民事訴訟のため証人及び証拠を提供することについて、日本国の当局と協力しなければならない。

7 合衆国軍隊による又はそのための物資、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、合同委員会に調停のために付託することができる。但し、7の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴を提起する権利を害するものではない。

第十九條

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服する。

2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、この協定に関連する勤務若しくは雇用の結果として合衆国軍隊の構成員及び軍属が取得したもの又は前記の者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第二十條

1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認められた者が、合衆国軍隊の使用する施設及び区域内における内部の取引のため使用することができる。合衆国政府は、認められた者が、合衆国の規則により認められる場合を除く外軍票を用いる取引に従事することを禁止されることを確保するため適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認められない者に対し軍票を使用する取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、偽造軍票の製造又は行使に関与する者で日本国の裁判権の下にあるものを逮捕し、及び処罰するものとする。

(b) 合衆国の当局が、認められない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の認められない使用の結果として、合衆国又はその機関が、これらの認められない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務を負うことはないことが合意される。

2 軍票の管理を行うため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認めた者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定する権利を有する。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を

当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し且つ運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、且つ、この勘定に関するすべての金融取引(この協定の第十九條2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。)を行うことを許される。

第二十一條

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に設置し、及び運営する権利を有する。

第二十二條

合衆国は、日本国に在留するすべての適格の合衆国軍隊の予備役団体に編入し、及び訓練する権利を有する。但し、日本国政府が雇用している者の場合には、日本国政府の事前の同意を得なければならない。

第二十三條

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の充分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基いて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四條

日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障條約第一條の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。

第二十五條

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除く外、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、次のことを行うことが合意される。

(a) 第二條及び第三條に定めるすべての施設、区域及び路線権(飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。)をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、且つ、相当の場合には、施設、区域及び路線権の所有者及び提供者に補償を行うこと。

(b) 定期的再検討の結果締結される新たな取極の効力発生の日までの間、合衆国が輸送その他の必要な役務及び需品を日本国で調達するのに充てるため、毎年一億五千五百万ドルに相当する額の日本国通貨を合衆国に負担をかけないでその使用に供すること。円の支拂が貸記される際の為替相場は、公定の平価又は次の相場、すなわち、日本国政府が認める相場又は日本国政府、その機関若しくは外国為替取引を行うことを認可された日本国の銀行が何人かとのいずれかの取引において用いる相場で支拂の日に何人かが利用することができるもののうち、合衆国が最も有利と認めるもので、両国が国際通貨基金と平価について合意しているときは、国際通貨基金協定で禁止されていないものとする。

3 この協定に基いて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行うことが合意される。

第二十六條

1 この協定の実施に関して相互の協議を必要とするすべての事項に関する日本国と合衆国との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が安全保障條約第一條に掲げる目的の遂行に当つて使用するため必要とされる日

本国内の施設又は区域を決定する協議機関として、任務を行う。

2　合同委員会は、日本国の代表者一人及び合衆国の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国又は合衆国のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。

3　合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府に更に考慮されるように移すものとする。

第二十七條

1　この協定は、日本国と合衆国との間の安全保障條約が効力を生ずる日に効力を生ずる。

2　この協定の各当事者は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第二十八條

いずれの当事者も、この協定のいずれの條についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第二十九條

この協定及びその合意された改正は、安全保障條約が有効である間、有効とする。但し、それ以前に両当事者間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十二年二月二十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

ラスク特別代表から岡崎国務大臣あての書簡

書簡をもつて啓上いたします。本代表は、本日署名された行政協定の諸條項に関する審議に言及する光栄を有します。この審議において、閣下は、日本国政府の見解として、連合国による日本国の占領が日本国との平和條約の効力発生とともに終了するので、占領に基く徴発による施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つて、その後は、合衆国軍隊による施設及び区域の使用が、それぞれの政府が日本国との平和條約、安全保障條約及び行政協定に基いて有する権利を條件として、両政府間の合意に基かなければならないと陳述されました。本代表は、ここに、合衆国政府の見解もまた同じであることを確認します。

行政協定第二條1には、「個個の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六條に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。」と規定されています。合衆国政府は、この取極をできるだけすみやかに完成させるため協議が緊急に行われるべきものであることに両政府の意見が一致していることを信じます。このことを念頭において、合衆国政府は、前記の協議を直ちに開始するため、それぞれの政府からの一人の代表者及び必要な職員団で組織される予備作業班を日本国政府と協力して設置する用意を有します。予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて直ちに効力を生じ、予備作業班の任務は、行政協定が効力を生ずる日に合同委員会によつて引き継がれるものと了解されます。

しかしながら、安全保障條約第一條に掲げる目的を遂行するため必要な施設及び区域の決定及び準備に当つては、避けがたい遅延が生ずることがあるかもしれません。よつて、日本国が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和條約の効力発生の日の後九十日以内に成立しないものの使用の継続を許されれば、幸であります。

本代表は、貴大臣に敬意を表します。

千九百五十二年二月二十八日東京において

東京

日本国国務大臣　岡崎勝男　殿

ディーン・ラスク

岡崎国務大臣からラスク特別代表あての書簡

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴代表が次のように通報された本日付の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本代表は、本日署名された行政協定の諸條項に関する審議に言及する光栄を有します。この審議において、閣下は、日本国政府の見解として、連合国による日本国の占領が日本国との平和條約の効力発生とともに終了するので、占領に基く徴発による施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つて、その後は、合衆国軍隊による施設及び区域の使用が、それぞれの政府が日本国との平和條約、安全保障條約及び行政協定に基いて有する権利を條件として、両政府間の合意に基かなければならないと陳述されました。本代表は、ここに、合衆国政府の見解もまた同じであることを確認します。

行政協定第二條1には、「個個の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六條に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。」と規定されています。合衆国政府は、この取極をできるだけすみやかに完成させるため協議が緊急に行われるべきものであることに両政府の意見が一致していることを信じます。このことを念頭において、合衆国政府は、前記の協議を直ちに開始するため、それぞれの政府からの一人の代表者及び必要な職員団で組織される予備作業班を日本国政府と協力して設置する用意を有します。予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて直ちに効力を生じ、予備作業班の任務は、行政協定が効力を生ずる日に合同委員会によつて引き継がれるものと了解されます。

しかしながら、安全保障條約第一條に掲げる目的を遂行するため必要な施設及び区域の決定及び準備に当つては、避けがたい遅延が生ずることがあるかもしれません。よつて、日本国が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和條約の効力発生の日の後九十日以内に成立しないものの使用の継続を許されれば、幸であります。

日本国政府は、できるだけすみやかに施設及び区域の使用に関する取極を成立させるため緊急に協議を開始しようという合衆国政府の要望にまつたく同感であります。従つて、日本国政府は、貴簡に述べられた予備作業班を直ちに設置することに同意します。予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて直ちに効力を生じ、予備作業班の任務は、行政協定が効力を生ずる日に合同委員会によつて引き継がれるものと了解されます。

本大臣は、貴簡の内容を充分に了承した上で、日本国政府が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設又は区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和條約の効力発生の日の後九十日以内に成立しないものの使用の継続を合衆国に許すことを、日本国政府に代つて、確認する光栄を有します。

本大臣は、貴代表に敬意を表します。

千九百五十二年二月二十八日東京において

東京

合衆国大統領特別代表　ディーン・ラスク　殿

岡崎勝男

made by the Preliminary Working Group shall be put into effect as agreed and that the task of the Preliminary Working Group would be taken over by the Joint Committee upon the effective date of the Administrative Agreement.

With full appreciation of the contents of Your Excellency's Note, I have the honor, on behalf of the Japanese Government, to confirm that the Japanese Government will grant to the United States the continued use of those particular facilities and areas, with respect to which agreement and arrangements have not been completed by the expiration of ninety days after the effective date of the Treaty of Peace with Japan, pending the completion of such agreements and arrangements.

Accept, Excellency, the assurances of my highest consideration.

sd/ Katsuo Okazaki

(Translation)

The Gaimusho

Tokyo

February 28, 1952.

Excellency:

I have the honor to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date in which Your Excellency has informed me as follows:

"I have the honor to refer to our discussion on the terms of the Administrative Agreement signed today, in which Your Excellency stated as the opinion of the Japanese Government that, as the occupation of Japan by the Allied Powers comes to an end on the coming into force of the Treaty of Peace with Japan, the use of facilities and areas by United States forces on the basis of occupation requisition also comes to an end on the same date; thereafter, the use of facilities and areas by United States forces must be based upon agreement between the two Governments, subject to the rights which each might have under the Treaty of Peace with Japan, the Security Treaty, and the Administrative Agreement. I hereby confirm that such is also the opinion of the United States Government.

"In Article II, paragraph 1, of the Administrative Agreement it is stipulated that, "Agreements as to specific facilities and areas, not already reached by the two Governments by the effective date of

---

His Excellency

Dean Rusk,

Office of the Special Representative of the President of the United States

Tokyo.

this Agreement, shall be concluded by the two Governments through the Joint Committee provided for in Article XXVI of this Agreement." The United States Government is confident that our two Governments are agreed that consultation shall be on an urgent basis in order to complete such arrangements at the earliest possible date. With this in mind, the United States Government is prepared to join with the Japanese Government in constituting a Preliminary Working Group, consisting of a representative and the necessary staff from each Government, to begin such consultations immediately, with the understanding that the arrangements made by the Preliminary Working Group shall be put into effect as agreed and that the task of the Preliminary Working Group would be taken over by the Joint Committee upon the effective date of the Administrative Agreement.

"However, unavoidable delays may arise in the determination and preparation of facilities and areas necessary to carry out the purposes stated in Article I of the Security Treaty. It would be much appreciated, therefore, if Japan would grant the continued use of those particular facilities and areas, with respect to which agreements and arrangements have not been completed by the expiration of ninety days after the effective date of the Treaty of Peace with Japan, pending the completion of such agreements and arrangements."

The Japanese Government fully shares the desire of the United States Government to initiate consultations on an urgent basis in order to complete arrangements for the use of facilities and areas at the earliest possible date. The Japanese Government agrees, therefore, to the immediate constitution of the Preliminary Working Group referred to in Your Excellency's Note, with the understanding that the arrangements

Office of the Special
Representative of the
President of the United
States
Tokyo, February 28, 1952.

Excellency:

I have the honor to refer to our discussion on the terms of the Administrative Agreement signed today, in which Your Excellency stated as the opinion of the Japanese Government that, as the occupation of Japan by the Allied Powers comes to an end on the coming into force of the Treaty of Peace with Japan, the use of facilities and areas by United States forces on the basis of occupation requisition also comes to an end on the same date; thereafter, the use of facilities and areas by United States forces must be based upon agreement between the two Governments, subject to the rights which each might have under the Treaty of Peace with Japan, the Security Treaty, and the Administrative Agreement. I hereby confirm that such is also the opinion of the United States Government.

In Article II, paragraph 1, of the Administrative Agreement it is stipulated that, "Agreements as to specific facilities and areas, not already reached by the two Governments by the effective date of this Agreement, shall be concluded by the two Governments through the Joint Committee provided for in Article XXVI of this Agreement." The United States Government is confident that our two Governments are agreed that consultation shall be on an urgent basis in order to complete such arrangements at the earliest possible date. With this in mind,

---

His Excellency
Katsuo Okazaki,
Minister of State,
Tokyo.

the United States Government is prepared to join with the Japanese Government in constituting a Preliminary Working Group, consisting of a representative and the necessary staff from each Government, to begin such consultations immediately, with the understanding that the arrangements made by the Preliminary Working Group shall be put into effect as agreed and that the task of the Preliminary Working Group would be taken over by the Joint Committee upon the effective date of the Administrative Agreement.

However, unavoidable delays may arise in the determination and preparation of facilities and areas necessary to carry out the purposes stated in Article I of the Security Treaty. It would be much appreciated, therefore, if Japan would grant the continued use of those particular facilities and areas, with respect to which agreements and arrangements have not been completed by the expiration of ninety days after the effective date of the Treaty of Peace with Japan, pending the completion of such agreements and arrangements.

Accept, Excellency, the assurances of my highest consideration.

Dean Rusk

both countries have agreed par values with the International Monetary Fund, is not prohibited by the Articles of Agreement of the Fund.

3. It is agreed that arrangements will be effected between the Governments of the United States and Japan for accounting applicable to financial transactions arising out of this Agreement.

ARTICLE XXVI

1. A Joint Committee shall be established as the means for consultation between the United States and Japan on all matters requiring mutual consultation regarding the implementation of this Agreement. In particular, the Joint Committee shall serve as the means for consultation in determining the facilities and areas in Japan which are required for the use of the United States in carrying out the purposes stated in Article I of the Security Treaty.

2. The Joint Committee shall be composed of a representative of the United States and of Japan, each of whom shall have one or more deputies and a staff. The Joint Committee shall determine its own procedures, and arrange for such auxiliary organs and administrative services as may be required. The Joint Committee shall be so organized that it may meet immediately at any time at the request of the representative of either the United States or Japan.

3. If the Joint Committee is unable to resolve any matter, it shall refer that matter to the respective Governments for further consideration through appropriate channels.

ARTICLE XXVII

1. This Agreement shall come into force on the date on which the Security Treaty between the United States and Japan enters into force.

2. Each party to this Agreement undertakes to seek from its legislature necessary budgetary and legislative action with respect to provisions of this Agreement which require such action for their execution.

ARTICLE XXVIII

Either party may at any time request the revision of any Article of this Agreement, in which case the two Governments shall enter into negotiation through appropriate channels.

ARTICLE XXIX

This Agreement, and agreed revisions thereof, shall remain in force while the Security Treaty remains in force unless earlier terminated by agreement between the parties.

In witness whereof the representatives of the two Governments, duly authorized for the purpose, have signed this Agreement.

Done at Tokyo, in duplicate, in the English and Japanese Languages, both texts authentic, this twenty-eighth day of February, 1952.

FOR THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA:

Dean Rusk

Earl Johnson

FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN:

K. Okazaki

ARTICLE XXI

The United States shall have the right to establish and operate, within the facilities and areas in use by the United States armed forces, United States military post offices for the use of members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, for the transmission of mail between United States military post offices in Japan and between such military post offices and other United States post offices.

ARTICLE XXII

The United States shall have the right to enroll and train all eligible United States citizens, residing in Japan, in the reserve organizations of the armed forces of the United States, except that the prior consent of the Japanese Government shall be obtained in the case of persons employed by the Japanese Government.

ARTICLE XXIII

The United States and Japan will cooperate in taking such steps as may from time to time be necessary to ensure the security of the United States armed forces, the members thereof, the civilian component, their dependents, and their property. The Japanese Government agrees to seek such legislation and to take such other action as may be necessary to ensure the adequate security and protection within its territory of installations, equipment, property, records and official information of the United States, and for the punishment of offenders under the applicable laws of Japan.

ARTICLE XXIV

In the event of hostilities, or imminently threatened hostilities, in the Japan area, the Governments of the United States and Japan shall immediately consult together with a view to taking necessary joint measures for the defense of that area and to carrying out the purposes of Article I of the Security Treaty.

ARTICLE XXV

1. It is agreed that the United States will bear for the duration of this Agreement without cost to Japan all expenditures incident to the maintenance of the United States armed forces in Japan except those to be borne by Japan as provided in paragraph 2.

2. It is agreed that Japan will:

(a) Furnish for the duration of this Agreement without cost to the United States and make compensation where appropriate to the owners and suppliers thereof all facilities, areas and rights of way, including facilities and areas jointly used such as those at airfields and ports, as provided in Articles II and III.

(b) Make available without cost to the United States, until the effective date of any new arrangement reached as a result of periodic reexamination, an amount of Japanese currency equivalent to $155 million per annum for the purpose of procurement by the United States of transportation and other requisite services and supplies in Japan. The rate of exchange at which yen payments will be credited shall be the official par value, or that rate considered most favorable by the United States which on the day of payment is available to any party, authorized by the Japanese Government or used in any transaction with any party by the Japanese Government or its agencies or by Japanese banks authorized to deal in foreign exchange, and which, if

by the United States armed forces, the United States authorities shall upon the request of Japanese courts, possess and turn over such property to the Japanese authorities.

(c) The United States authorities shall cooperate with the Japanese authorities in making available witnesses and evidence for civil proceedings in Japanese tribunals.

7. Disputes arising out of contracts concerning the procurement of materials, supplies, equipment, services, and labor by or for the United States armed forces, which are not resolved by the parties to the contract concerned, may be submitted to the Joint Committee for conciliation, provided that the provisions of this paragraph shall not prejudice any right which the parties to the contract may have to file a civil suit.

ARTICLE XIX

1. Members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, shall be subject to the foreign exchange controls of the Japanese Government.

2. The preceding paragraph shall not be construed to preclude the transmission into or outside of Japan of United States dollars or dollar instruments representing the official funds of the United States or realized as a result of service or employment in connection with this Agreement by members of the United States armed forces and the civilian component, or realized by such persons and their dependents from sources outside of Japan.

3. The United States authorities shall take suitable measures to preclude the abuse of the privileges stipulated in the preceding paragraph or circumvention of the Japanese foreign exchange controls.

ARTICLE XX

1. (a) United States military payment certificates denominated in dollars may be used by persons authorized by the United States for internal transactions within the facilities and areas in use by the

United States armed forces. The United States Government will take appropriate action to insure that authorized personnel are prohibited from engaging in transactions involving military payment certificates except as authorized by United States regulations. The Japanese Government will take necessary action to prohibit unauthorized persons from engaging in transactions involving military payment certificates and with the aid of United States authorities will undertake to apprehend and punish any person or persons under its jurisdiction involved in the counterfeiting or uttering of counterfeit military payment certificates.

(b) It is agreed that the United States authorities will apprehend and punish members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents, who tender military payment certificates to unauthorized persons and that no obligation will be due to such unauthorized persons or to the Japanese Government or its agencies from the United States or any of its agencies as a result of any unauthorized use of military payment certificates within Japan.

2. In order to exercise control of military payment certificates the United States shall have the right to designate certain American financial institutions to maintain and operate, under United States supervision, facilities for the use of persons authorized by the United States to use military payment certificates. Institutions authorized to maintain military banking facilities will establish and maintain such facilities physically separated from their Japanese commercial banking business, with personnel whose sole duty is to maintain and operate such facilities. Such facilities shall be permitted to maintain United States currency bank accounts and to perform all financial transactions in connection therewith including receipt and remission of funds to the extent provided by Article XIX, paragraph 2, of this Agreement.

the other party in the performance of his official duties.

3. Claims, other than contractual, arising out of acts or omissions of members of, or employees of the United States armed forces in the performance of official duty or out of any other act, omission or occurrence for which the United States armed forces is legally responsible, arising incident to non-combat activities and causing injury, death, or property damage in Japan to third parties shall be dealt with by Japan in accordance with the following provisions:

(a) Claims shall be filed within one year from the date on which they arise and shall be considered and settled or adjudicated in accordance with the laws and regulations of Japan with respect to claims arising from the activities of its own employees.

(b) Japan may settle any such claims, and payment of the amount agreed upon or determined by adjudication shall be made by Japan in yen.

(c) Such payment, whether made pursuant to a settlement or to adjudication of the case by a competent tribunal of Japan, or the final adjudication by such a tribunal denying payment, shall be binding and conclusive.

(d) The cost incurred in satisfying claims pursuant to the preceding subparagraphs shall be shared on terms to be agreed by the two Governments.

(e) In accordance with procedures to be established, a statement of all claims approved or disapproved by Japan pursuant to this paragraph, together with the findings in each case, and a statement of the sums paid by Japan, shall be sent to the United States periodically, with a request for reimbursement of the share to be paid by the United States. Such reimbursement shall be made within the shortest possible time in yen.

4. Each party shall have the primary right, in the execution of the foregoing paragraphs, to determine whether its personnel were engaged in the performance of official duty. Such determination shall be made as soon

as possible after the arising of the claim concerned. When the other party disagrees with the results of such determination, that party may bring the matter before the Joint Committee for consultation under the provisions of Article XXVI of this Agreement.

5. Claims against members of or employees of the United States armed forces arising out of tortious acts or omissions in Japan not done in the performance of official duty shall be dealt with in the following manner:

(a) The Japanese authorities shall consider the claim and assess compensation to the claimant in a fair and just manner, taking into account all the circumstances of the case, including the conduct of the injured person, and shall prepare a report on the matter.

(b) The report shall be delivered to the United States authorities, who shall then decide without delay whether they will offer an ex gratia payment, and if so, of what amount.

(c) If an offer of ex gratia payment is made, and accepted by the claimant in full satisfaction of his claim, the United States authorities shall make the payment themselves and inform the Japanese authorities of their decision and of the sum paid.

(d) Nothing in this paragraph shall affect the jurisdiction of the Japanese courts to entertain an action against a member or employee of the United States armed forces, unless and until there has been payment in full satisfaction of the claim.

6. (a) Members of and civilian employees of the United States armed forces, excluding those employees who have only Japanese nationality, shall not be subject to suit in Japan with respect to claims specified in paragraph 3, but shall be subject to the civil jurisdiction of Japanese courts with respect to all other types of cases.

(b) In case any private movable property, excluding that in use by the United States armed forces, which is subject to compulsory execution under Japanese law, is within the facilities and areas in use

right of removing from Japan members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents. The United States will give sympathetic consideration to a request by the Government of Japan for the removal of any such person for good cause.

(g) Japanese authorities shall have no right of search or seizure, with respect to any persons or property, within facilities and areas in use by the United States armed forces, or with respect to property of the United States armed forces wherever situated. At the request of the Japanese authorities, the United States authorities undertake, within the limits of their authority, to make such search and seizure and inform the Japanese authorities as to the results thereof. In the event of a judgment concerning such property, except property owned or utilized by the United States Government, the United States will turn over such property to the Japanese authorities for disposition in accordance with the judgment. Japanese authorities shall have no right of search or seizure outside facilities and areas in use by the United States armed forces with respect to the persons or property of members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents, except as to such persons as may be arrested in accordance with paragraph 3 (a) of this Article, and except as to cases where such search is required for the purpose of arresting offenders under the jurisdiction of Japan.

(h) A death sentence shall not be carried out in Japan by the United States armed forces if the legislation of Japan does not provide for such punishment in a similar case.

4. The United States undertakes that the United States service courts and authorities shall be willing and able to try and, on conviction, to ounish all offenses against the laws of Japan which members of the United

States armed forces, civilian component, and their dependents may be alleged on sufficient evidence to have committed in Japan, and to investigate and deal appropriately with any alleged offense committed by members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, which may be brought to their notice by Japanese authorities or which they may find to have taken place. The United States further undertakes to notify the Japanese authorities of the disposition made by United States service courts of all cases arising under this paragraph. The United States shall give sympathetic consideration to a request from Japanese authorities for a waiver of its jurisdiction in cases arising under this paragraph where the Japanese Government considers such waiver to be of particular importance. Upon such waiver, Japan may exercise its own jurisdiction.

5. In the event the option referred to in paragraph 1 is not exercised by Japan, the jurisdiction provided for in paragraph 2 and the following paragraphs shall continue in effect. In the event the said North Atlantic Treaty Agreement has not come into effect within one year from the effective date of this Agreement, the United States will, at the request of the Japanese Government, reconsider the subject of jurisdiction over offenses committed in Japan by members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents.

ARTICLE XVIII

1. Each party waives all its claims against the other party for injury or death suffered in Japan by a member of its armed forces, or a civilian governmental employee, while such member or employee was engaged in the performance of his official duties in cases where such injury or death was caused by a member of the armed forces, or a civilian employee of the other party acting in the performance of his official duties.

2. Each party waives all its claims against the other party for damage to any property in Japan owned by it, if such damage was caused by a member of the armed forces or a civilian governmental employee of

ARTICLE XVI

It is the duty of members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents to respect the law of Japan and to abstain from any activity inconsistent with the spirit of this Agreement, and, in particular, from any political activity in Japan.

ARTICLE XVII

1. Upon the coming into force with respect to the United States of the "Agreement between the Parties to the North Atlantic Treaty regarding the Status of their Forces", signed at London on June 19, 1951, the United States will immediately conclude with Japan, at the option of Japan, an agreement on criminal jurisdiction similar to the corresponding provisions of that Agreement.

2. Pending the coming into force with respect to the United States of the North Atlantic Treaty Agreement referred to in paragraph 1, the United States service courts and authorities shall have the right to exercise within Japan exclusive jurisdiction over all offenses which may be committed in Japan by members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, excluding their dependents who have only Japanese nationality. Such jurisdiction may in any case be waived by the United States.

3. While the jurisdiction provided in paragraph 2 is effective, the following provisions shall apply:

(a) Japanese authorities may arrest members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents outside facilities and areas in use by United States armed forces for the commission or attempted commission of an offense, but in the event of such an arrest, the individual or individuals shall be immediately turned over to the United States armed forces. Any person fleeing from the jurisdiction of the United States armed forces and found in any place outside the facilities and areas may on request be arrested

by the Japanese authorities and turned over to the United States authorities.

(b) The United States authorities shall have the exclusive right to arrest within facilities and areas in use by United States armed forces. Any person subject to the jurisdiction of Japan and found in any such facility or area will, on request, be turned over to the Japanese authorities.

(c) The United States authorities may, under due process of law, arrest, in the vicinity of such a facility or area, any person in the commission or attempted commission of an offense against the security of that facility or area. Any such person not subject to the jurisdiction of the United States armed forces shall be immediately turned over to Japanese authorities.

(d) Subject to the provisions of paragraph 3 (c), the activities outside the facilities and areas of military police of the United States armed forces shall be limited to the extent necessary for maintaining order and discipline of and arresting members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents.

(e) The authorities of the United States and Japan shall cooperate in making available witnesses and evidence for criminal investigations and other criminal proceedings in their respective tribunals and shall assist each other in the making of investigation. In the event of a criminal contempt, perjury, or an obstruction of justice before a tribunal which does not have criminal jurisdiction over the individual committing the offense, he shall be tried by a tribunal which has jurisdiction over him as if he had committed the offense before it.

(f) The United States armed forces shall have the exclusive

or agencies entitled to tax exemption under this Agreement, of movable property tangible or intangible, the presence of which in Japan is due solely to the temporary presence of these persons in Japan, provided that such exemption shall not apply to property held for the purpose of investment or the conduct of other business in Japan or to any intangible property registered in Japan. There is no obligation under this Article to grant exemption from taxes payable in respect of the use of roads by private vehicles.

6. The persons and their employees referred to in paragraph 1 shall not be liable to pay income or corporation taxes to the Japanese Government or to any other taxing agency in Japan on any income derived under a contract made in the United States with the United States Government in connection with the construction, maintenance or operation of any of the facilities or areas covered by this Agreement. The provisions of this paragraph do not exempt such persons from payment of income or corporation taxes on income derived from Japanese sources, nor do they exempt such persons and their employees who, for United States income tax purposes, claim Japanese residence, from payment of Japanese taxes on income. Periods during which such persons are in Japan solely in connection with the execution of a contract with the United States Government shall not be considered periods of residence or domicile in Japan for the purposes of such taxation.

7. Japanese authorities shall have the primary right to exercise jurisdiction over the persons and their employees referred to in paragraph 1 of this Article in relation to offenses committed in Japan and punishable by the law of Japan. In those cases in which the Japanese authorities decide not to exercise such jurisdiction they shall notify the military authorities of the United States as soon as possible. Upon such notification the military authorities of the United States shall have the right to exercise such jurisdiction over the persons referred to as is conferred on them by the law of the United States.

ARTICLE XV

1. (a) Navy exchanges, post exchanges, messes, social clubs, theaters, newspapers and other non-appropriated fund organizations authorized and regulated by the United States military authorities may be established in the facilities and areas in use by the United States armed forces for the use of members of such forces, the civilian component, and their dependents. Except as otherwise provided in this Agreement, such organizations shall not be subject to Japanese regulations, license, fees, taxes or similar controls.

(b) When a newspaper authorized and regulated by the United States military authorities is sold to the general public, it shall be subject to Japanese regulations, license, fees, taxes or similar controls so far as such circulation is concerned.

2. No Japanese tax shall be imposed on sales of merchandise and services by such organizations, except as provided in paragraph 1 (b), but purchases within Japan of merchandise and supplies by such organizations shall be subject to Japanese taxes.

3. Except as such disposal may be authorized by the United States and Japanese authorities in accordance with mutually agreed conditions, goods which are sold by such organizations shall not be disposed of in Japan to persons not authorized to make purchases from such organizations.

4. The obligations for the withholding and payment of income tax and of social security contributions, and, except as may otherwise be mutually agreed, the conditions of employment and work, such as those relating to wages and supplementary payments, the conditions for the protection of workers, and the rights of workers concerning labor relations shall be those laid down by the legislation of Japan.

5. The organizations referred to in this article shall provide such information to the Japanese authorities as is required by Japanese tax legislation.

income received as a result of their service with or employment by the United States armed forces, or by the organizations provided for in Article XV. The provisions of this Article do not exempt such persons from payment of Japanese taxes on income derived from Japanese sources, nor do they exempt United States citizens who for United States income tax purposes claim Japanese residence from payment of Japanese taxes on income. Periods during which such persons are in Japan solely by reason of being members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents shall not be considered as periods of residence or domicile in Japan for the purpose of Japanese taxation.

3. Members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall be exempt from taxation in Japan on the holding, use, transfer inter se, or transfer by death of movable property, tangible or intangible, the presence of which in Japan is due solely to the temporary presence of these persons in Japan, provided that such exemption shall not apply to property held for the purpose of investment or the conduct of business in Japan or to any intangible property registered in Japan. There is no obligation under this Article to grant exemption from taxes payable in respect of the use of roads by private vehicles.

ARTICLE XIV

1. Persons, including corporations organized under the laws of the United States, and their employees who are ordinarily resident in the United States and whose presence in Japan is solely for the purpose of executing contracts with the United States for the benefit of the United States armed forces shall, except as provided in this Article, be subject to the laws and regulations of Japan.

2. Upon certification by appropriate United States authorities as to their identity, such persons and their employees shall be accorded the

following benefits of this Agreement:

(a) Rights of accession and movement, as provided for in Article V, paragraph 2;

(b) Entry into Japan in accordance with the provisions of Article IX;

(c) The exemption from customs duties, and other such charges provided for in Article XI, paragraph 3, for members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents;

(d) If authorized by the United States Government, the right to use the services of the organizations provided for in Article XV;

(e) Those provided for in Article XIX, paragraph 2, for members of the armed forces of the United States, the civilian component, and their dependents;

(f) If authorized by the United States Government, the right to use military payment certificates, as provided for in Article XX;

(g) The use of postal facilities provided for in Article XXI;

(h) Exemption from the laws and regulations of Japan with respect to terms and conditions of employment.

3. Such persons and their employees shall be so described in their passports and their arrival, departure and their residence while in Japan shall from time to time be notified by the United States armed forces to the Japanese authorities.

4. Upon certification by an authorized officer of the United States armed forces depreciable assets except houses, held, used, or transferred, by such persons and their employees exclusively for the execution of contracts referred to in paragraph 1 shall not be subject to taxes or similar charges of Japan.

5. Upon certification by an authorized officer of the United States armed forces, such persons and their employees shall be exempt from taxation in Japan on the holding, use, transfer by death, or transfer to persons

shall be handed over to the appropriate authorities of the force concerned.

ARTICLE XII

1. The United States shall have the right to contract for any supplies or construction work to be furnished or undertaken in Japan for purposes of, or authorized by, this Agreement, without restriction as to choice of supplier or person who does the construction work.

2. Materials, supplies, equipment and services which are required from local sources for the maintenance of the United States armed forces and the procurement of which may have an adverse effect on the economy of Japan shall be procured in coordination with, and, when desirable, through or with the assistance of, the competent authorities of Japan.

3. Materials, supplies, equipment and services procured for official purposes in Japan by the United States armed forces, or by authorized procurement agencies of the United States armed forces upon appropriate certification shall be exempt from the following Japanese taxes:

(a) Commodity tax

(b) Travelling tax

(c) Gasoline tax

(d) Electicity and gas tax.

Materials, supplies, equipment and services procured for ultimate use by the United States armed forces shall be exempt from commodity and gasoline taxes upon appropriate certification by the United States armed forces. With respect to any present or future Japanese taxes not specifically referred to in this Article which might be found to constitute a significant and readily identifiable part of the gross purchase price of materials, supplies, equipment and services procured by the United States armed forces, or for ultimate use by such forces, the two Governments will agree upon a procedure for granting such exemption or relief therefrom as is consistent with the purposes of this Article.

4. Local labor requirements of the United States armed forces or civilian component shall be satisfied with the assistance of the Japanese authorities.

5. The obligations for the withholding and payment of income tax and of social security contributions, and, except as may otherwise be mutually agreed, the conditions of employment and work, such as those relating to wages and supplementary payments, the conditions for the protection of workers, and the rights of workers concerning labor relations shall be those laid down by the legislation of Japan.

6. Members of the civilian component shall not be subject to Japanese laws or regulations with respect to terms and conditions of employment.

7. Neither members of the United States armed forces, civilian component, nor their dependents, shall by reason of this Article enjoy any exemption from taxes or similar charges relating to personal purchases of goods and services in Japan chargeable under Japanese legislation.

8. Except as such disposal may be authorized by the Japanese and United States authorities in accordance with mutually agreed conditions, goods purchased in Japan exempt from the taxes referred to in paragraph 3, shall not be disposed of in Japan to persons not entitled to purchase such goods exempt from such tax.

ARTICLE XIII

1. The United States armed forces shall not be subject to taxes or similar charges on property held, used or transferred by such forces in Japan.

2. Members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall not be liable to pay any Japanese taxes to the Japanese Government or to any other taxing agency in Japan on

the United States armed forces or ultimately to be incorporated into articles or facilities used by such forces, that delivery thereof is to be taken by the United States armed forces for the purposes specified above.

3. Property consigned to and for the personal use of members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, shall be subject to customs duties and other such charges, except that no duties or charges shall be paid with respect to:

(a) Furniture and household goods for their private use imported by the members of the United States armed forces or civilian component when they first arrive to serve in Japan or by their dependents when they first arrive for reunion with members of such forces or civilian component, and personal effects for private use brought by the said persons upon entrance.

(b) Vehicles and parts imported by members of the United States armed forces or civilian component for the private use of themselves or their dependents.

(c) Reasonable quantities of clothing and household goods of a type which would ordinarily be purchased in the United States for everyday use for the private use of members of the United States armed forces, civilian component, and their dependents, which are mailed into Japan through United States military post offices.

4. The exemptions granted in paragraphs 2 and 3 shall apply only to cases of importation of goods and shall not be interpreted as refunding customs duties and domestic excises collected by the customs authorities at the time of entry in cases of purchases of goods on which such duties and excises have already been collected.

5. Customs examination shall not be made in the following cases:

(a) Units and members of the United States armed forces under orders entering or leaving Japan;

(b) Official documents under official seal;

(c) Mail in United States military postal channels and military cargo shipped on a United States Government bill of lading.

6. Except as such disposal may be authorized by the Japanese and United States authorities in accordance with mutually agreed conditions, goods imported into Japan free of duty shall not be disposed of in Japan to persons not entitled to import such goods free of duty.

7. Goods imported into Japan free from customs duties and other such charges pursuant to paragraphs 2 and 3, may be re-exported free from customs duties and other such charges.

8. The United States armed forces, in cooperation with Japanese authorities, shall take such steps as are necessary to prevent abuse of privileges granted to the United States armed forces, members of such forces, the civilian component, and their dependents in accordance with this Article.

9. (a) In order to prevent offenses against laws and regulations administered by the customs authorities of the Japanese Government, the Japanese authorities and the United States armed forces shall assist each other in the conduct of inquiries and the collection of evidence.

(b) The United States armed forces shall render all assistance within their power to ensure that articles liable to seizure by, or on behalf of, the customs authorities of the Japanese Government are handed to those authorities.

(c) The United States armed forces shall render all assistance within their power to ensure the payment of duties, taxes, and penalties payable by members of such forces or of the civilian component, or their dependents.

(d) Vehicles and articles belonging to the United States armed forces seized by the customs authorities of the Japanese Government in connection with an offense against its customs or fiscal laws or regulations

Japanese passport and visa laws and regulations. Members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall be exempt from Japanese laws and regulations on the registration and control of aliens, but shall not be considered as acquiring any right to permanent residence or domicile in the territories of Japan.

3. Upon entry into or departure from Japan members of the United States armed forces shall be in possession of the following documents:

(a) personal identity card showing name, date of birth, rank and number, service, and photograph; and

(b) individual or collective travel order certifying to the status of the individual or group as a member or members of the United States armed forces and to the travel ordered.

For purposes of their identification while in Japan, members of the United States armed forces shall be in possession of the foregoing personal identity card.

4. Members of the civilian component, their dependents, and the dependents of members of the United States armed forces shall be in possession of appropriate documentation issued by the United States authorities so that their status may be verified by Japanese authorities upon their entry into or departure from Japan, or while in Japan.

5. If the status of any person brought into Japan under paragraph 1 of this Article is altered so that he would no longer be entitled to such admission, the United States authorities shall notify the Japanese authorities and shall, if such person be required by the Japanese authorities to leave Japan, assure that transportation from Japan will be provided within a reasonable time at no cost to the Japanese Government.

ARTICLE X

1. Japan shall accept as valid, without a driving test or fee, the driving permit or license or military driving permit issued by the United

States to a member of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents.

2. Official vehicles of the United States armed forces and the civilian component shall carry distinctive numbered plates or individual markings which will readily identify them.

3. Privately owned vehicles of members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall carry Japanese number plates to be acquired under the same conditions as those applicable to Japanese nationals.

ARTICLE XI

1. Save as provided in this Agreement, members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall be subject to the laws and regulations administered by the customs authorities of Japan.

2. All materials, supplies and equipment imported by the United States armed forces, the authorized procurement agencies of the United States armed forces, or by the organizations provided for in Article XV, for the official use of the United States armed forces or for the use of the members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, and materials, supplies and equipment which are to be used exclusively by the United States armed forces or are ultimately to be incorporated into articles or facilities used by such forces, shall be permitted entry into Japan; such entry shall be free from customs duties and other such charges. Appropriate certification shall be made that such materials, supplies and equipment are being imported by the United States armed forces, the authorized procurement agencies of the United States armed forces, or by the organizations provided for in Article XV, or, in the case of materials, supplies and equipment to be used exclusively by

shall be entered according to the laws and regulations of Japan.

2. The vessels and aircraft mentioned in paragraph 1, United States Government-owned vehicles including armor, and members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall be accorded access to and movement between facilities and areas in use by the United States armed forces and between such facilities and areas and the ports of Japan.

3. When the vessels mentioned in paragraph 1 enter Japanese ports, appropriate notification shall, under normal conditions, be made to the proper Japanese authorities. Such vessels shall have freedom from compulsory pilotage, but if a pilot is taken pilotage shall be paid for at appropriate rates.

ARTICLE VI

1. All civil and military air traffic control and communications systems shall be developed in close coordination and shall be integrated to the extent necessary for fulfillment of collective security interests. Procedures, and any subsequent changes thereto, necessary to effect this coordination and integration will be established by mutual arrangement.

2. Lights and other aids to navigation of vessels and aircraft placed or established in the facilities and areas in use by United States armed forces and in territorial waters adjacent thereto or in the vicinity thereof shall conform to the system in use in Japan. The United States and Japanese authorities which have established such navigation aids shall notify each other of their positions and characteristics and shall give advance notification before making any changes in them or establishing additional navigation aids.

ARTICLE VII

The United States armed forces shall have the right to use all public

utilities and services belonging to, or controlled or regulated by the Government of Japan, and to enjoy priorities in such use, under conditions no less favorable than those that may be applicable from time to time to the ministries and agencies of the Government of Japan.

ARTICLE VIII

The Japanese Government undertakes to furnish the United States armed forces with the following meteorological services under present procedures, subject to such modifications as may from time to time be agreed between the two Governments or as may result from Japan's becoming a member of the International Civil Aviation Organization or the World Meteorological Organization:

(a) Meteorological observations from land and ocean areas including observations from weather ships assigned to positions known as "X" and "T".

(b) Climatological information including periodic summaries and the historical data of the Central Meteorological Observatory.

(c) Telecommunications service to disseminate meteorological information required for the safe and regular operation of aircraft.

(d) Seismographic data including forecasts of the estimated size of tidal waves resulting from earthquakes and areas that might be affected thereby.

ARTICLE IX

1. The United States shall have the right to bring into Japan for purposes of this Agreement persons who are members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents.

2. Members of the United States armed forces shall be exempt from

forces, interim use may be made by Japanese authorities and nationals provided that it is agreed that such use would not be harmful to the purposes for which the facilities and areas are normally used by the United States armed forces.

(b) With respect to such facilities and areas as target ranges and maneuver grounds which are to be used by United States armed forces for limited periods of time, the Joint Committee shall specify in the agreements covering such facilities and areas the extent to which the provisions of this Agreement shall apply.

ARTICLE III

1. The United States shall have the rights, power and authority within the facilities and areas which are necessary or appropriate for their establishment, use, operation, defense or control. The United States shall also have such rights, power and authority over land, territorial waters and airspace adjacent to, or in the vicinities of such facilities and areas, as are necessary to provide access to such facilities and areas for their support, defense and control. In the exercise outside the facilities and areas of the rights, power and authority granted in this Article, there should be, as the occasion requires, consultation between the two Governments through the Joint Committee.

2. The United States agrees that the above-mentioned rights, power and authority will not be exercised in such a manner as to interfere unnecessarily with navigation, aviation, communication, or land travel to or from or within the territories of Japan. All questions relating to frequencies, power and like matters used by apparatus employed by the United States designed to emit electric radiation shall be settled by mutual arrangement. As a temporary measure the United States armed

forces shall be entitled to use, without radiation interference from Japanese sources, electronic devices of such power, design, type of emission, and frequencies as are reserved for such forces at the time this Agreement becomes effective.

3. Operations in the facilities and areas in use by the United States armed forces shall be carried on with due regard for the public safety.

ARTICLE IV

1. The United States is not obliged, when it returns facilities and areas to Japan on the expiration of this Agreement or at an earlier date, to restore the facilities and areas to the condition in which they were at the time they became available to the United States armed forces, or to compensate Japan in lieu of such restoration.

2. Japan is not obliged to make any compensation to the United States for any improvements made in the facilities and areas or for the buildings or structures left thereon on the expiration of this Agreement or the earlier return of the facilities and areas.

3. The foregoing provisions shall not apply to any construction which the United States may undertake under special arrangements with Japan.

ARTICLE V

1. United States and foreign vessels and aircraft operated by, for, or under the control of the United States for official purposes shall be accorded access to any port or airport of Japan free from toll or landing charges. When cargo or passengers not accorded the exemptions of this Agreement are carried on such vessels and aircraft, notification shall be given to the appropriate Japanese authorities, and such cargo or passengers

ADMINISTRATIVE AGREEMENT
UNDER ARTICLE III OF THE SECURITY TREATY
BETWEEN THE UNITED STATES OF AMERICA AND JAPAN

PREAMBLE

Whereas the United States of America and Japan on September 8, 1951, signed a Security Treaty which contains provisions for the disposition of United States land, air and sea forces in and about Japan;

And whereas Article III of that Treaty states that the conditions which shall govern the disposition of the armed forces of the United States in and about Japan shall be determined by administrative agreements between the two Governments;

And whereas the United States of America and Japan are desirous of concluding practical administrative arrangements which will give effect to their respective obligations under the Security Treaty and will strengthen the close bonds of mutual interest and regard between their two peoples;

Therefore, the Governments of the United States of America and of Japan have entered into this Agreement in terms as set forth below:

ARTICLE I

In this Agreement the expression—

(a) "members of the United States armed forces" means the personnel on active duty belonging to the land, sea or air armed services of the United States of America when in the territory of Japan.

(b) "civilian component" means the civilian persons of United States nationality who are in the employ of, serving with, or accompanying the United States armed forces in Japan, but excludes persons who are ordinarily resident in Japan or who are mentioned

in paragraph 1 of Article XIV. For the purposes of this Agreement only, dual nationals, United States and Japanese, who are brought to Japan by the United States shall be considered as United States nationals.

(c) "dependents" means

(1) Spouse, and children under 21;

(2) Parents, and children over 21, if dependent for over half their support upon a member of the United States armed forces or civilian component.

ARTICLE II

1. Japan agrees to grant to the United States the use of the facilities and areas necessary to carry out the purposes stated in Article I of the Security Treaty. Agreements as to specific-facilities and areas, not already reached by the two Governments by the effective date of this Agreement, shall be concluded by the two Governments through the Joint Committee provided for in Article XXVI of this Agreement. "Facilities and areas" include existing furnishings, equipment and fixtures necessary to the operation of such facilities and areas.

2. At the request of either party, the United States and Japan shall review such arrangements and may agree that such facilities and areas shall be returned to Japan or that additional facilities and areas may be provided.

3. The facilities and areas used by the United States armed forces shall be returned to Japan whenever they are no longer needed for purposes of this Agreement, and the United States agrees to keep the needs for facilities and areas under continual observation with a view toward such return.

4. (a) When facilities and areas such as target ranges and maneuver grounds are temporarily not being used by the United States armed

ADMINISTRATIVE AGREEMENT

UNDER ARTICLE III OF THE SECURITY TREATY

BETWEEN THE UNITED STATES OF AMERICA AND JAPAN

ADMINISTRATIVE AGREEMENT UNDER ARTICLE III OF THE SECURITY TREATY BETWEEN THE UNITED STATES OF AMERICA AND JAPAN, AND EXCHANGE OF NOTES

(印刷庁製造)